

東北学院大学
経済学論集

〔論 文〕

在職老齢年金制度史再考
—「雇用促進的」制度への転換過程を中心に— …………… 宮 地 克 典 (1)

1930年代におけるイギリス二国間通商政策の展開
—多角的貿易システムとの関連で— …………… 佐 藤 純 (15)

2020年3月

(第193号)

東北学院大学学術研究会

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

No.193

March 2020

Articles

Rethinking The Old-Age Pension System for Active
Workers in Japan *Katsunori Miyachi* (1)

British bilateral trade policies in the 1930s
based on an analysis of the system of multilateral trade *Jun Sato* (15)

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 193 号

在職老齢年金制度史再考

—「雇用促進的」制度への転換過程を中心に—

宮地 克典

I. はじめに

日本における高齢期生活保障は、大きな転換期に差し掛かろうとしている。これまでの経緯を踏まえながらいまま少し敷衍すると、従来の政策対象は主として60歳台前半層であり、当該年齢層への最低生活保障が喫緊の政策課題であった。とりわけ、日本においては1970年代中頃より当時60歳であった厚生年金の支給開始年齢に対して、引き上げの是非をめぐる論議が活発化していく。また、以上を推し進めるにあたっての60歳台前半層の雇用環境の整備についても、重要な論点の一つとされてきた。なお、上述した支給開始年齢については1994年、2000年の厚生年金保険法改正によって、65歳までの段階的引き上げが法制化に至る。他方、労働政策領域では、高年齢者雇用安定法が2004年、2012年の改正を迎える。それらの改正を通じて取り組まれたのが、高年齢者雇用確保措置の制度化及び機能強化である。同措置によって、厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールを軸としながら、65歳まで働ける環境が各企業で整備されていくことになる。

上述した労働・厚生両行政の施策が進められていくなかで、いまや60歳台後半層の最低生活保障についても見直しが迫られるようになってきている。以上を端的にあらわしているのが、2019年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（「骨太方針2019」）であろう¹⁾。同方針においては、「70歳までの就業機会確保」が明確に掲げられているのである。つまるところ、60歳台後半層の雇用のあり方と、「雇用」と「年金」の関係性が改めて問われるようになってきているといえる。

そのような状況のなかで、さらに興味深いのは「骨太方針2019」において、「在職老齢年金の見直し」についても、ハッキリ言及されている点である。周知のとおり、この制度は厚生年金保険の被保険者である高齢就業者に対して、賃金に応じて同年金の支給額を調整する仕組みである。そして、上述の在職老齢年金の見直しに関しては、「就労意欲を阻害しない観点」からであることが明記されている。これまでの研究史を紐解くと、在職老齢年金をめぐる研究では、[氏原, 1978]における先駆的な研究以降、主に労働経済学の視点から高齢者の就労に対する影響が問われてきたといえる。例えば、[清家, 1992]や[清家・山田, 2004]などの研究は、在職老齢年金における支給停止の仕組みが、高齢者の労働供給に対して有意に負の影響を与えることを明らかにしている。

本研究はJSPS科研費JP18K13016の助成を受けたものである。

1) 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2019について」（最終閲覧日、2019年12月6日）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf

そのような昨今の在職老齢年金をめぐる政策動向やこれまでの研究蓄積に対して、本稿で改めて問いたいのは在職老齢年金の史的展開である。とりわけ、本稿では1980年代後半から1990年代中頃までの制度の改正動向を取り上げることにはしたい。1965年の制度創設以降、半世紀以上もの歴史を有する在職老齢年金の歩みのなかで、あえてこの時期を取り上げる理由としては次のとおりである。つまり、後に詳しくみていくように、高齢者雇用との関わりにおいて1985年の改正以降に制度改革が試みられていく。それらは、あくまでも60歳前半層を対象とした論議である点に留意せねばならない。とはいえ、昨今の見直し論議に先駆けて在職老齢年金を題材としつつ、「雇用」と「年金」の接続と「雇用促進的」制度への改革が政策的に取り組まれていくようになるわけである。以上がどのような形で展開していくのか、それを明らかにすることが本稿の目的である²⁾。

II. 1989年改正一支給開始引き上げ問題と「雇用促進的」制度への転換の萌芽

在職老齢年金制度史のうち、本稿で取り扱うのは「はじめに」でも触れたとおり、1980年代後半から1990年代中頃までの動向である。その間における厚生年金保険法—在職老齢年金の根拠法—の史的変遷に目を向けると、1989年と1994年の二度にわたって法改正が行われている。時系列に沿って、本節では1989年改正前後の動向を取り上げることにはしたい。

分析に先立って、1989年の改正内容をあらかじめ開陳しておく、次のとおりである。まず、国民年金関連としては、学生の強制加入などが盛り込まれた。その一方で、厚生年金関連の改正点は、標準報酬等級の上下限の改定、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の運用方法の拡大、そして後述する在職老齢年金の支給割合の変更などであった。これをみる限り、厚生年金については比較的小規模な改正に留まったといえるかもしれない。しかし、1989年改正時の在職老齢年金をめぐる論議からは、後の1994年改正の際に大きな争点となった「雇用促進的」な制度への転換の萌芽を確認できるという点で、注目に値する。

さて、1989年の改正に先立ち、年金審議会は「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」（1988年11月29日、以下「意見書」）を公表する³⁾。基礎年金の導入以降、1985年改正時において事実上の棚上げとなった支給開始年齢の引き上げをめぐる、年金審議会でも論議が重ねられていく。そして、それらの論議を経て、「意見書」では次のように述べられている。「急激な負担増を回避しつつ給付水準の維持を図っていくためには、支給開始年齢を引き上げることはやむをえないものとする」[社会保険法規研究会、1991：282]、と。さらに、引き上げスケジュールについても、「男子については、昭和七十三年から六十一歳とし、その後三年毎に一歳ずつ引き上げて昭和八十五年に六十五歳とする。同様に、女子については、昭和七十八年に六十一歳とし、

2) 在職老齢年金の制度創設時の動向については、別稿で改めて論じることとした。

3) 1985年の公的年金制度改革を受けて、社会保険審議会厚生年金部会と国民年金審議会を再編・統合し、新たに「年金審議会」が設置される。同審議会の初代会長は、福武直（社会保障研究所所長）が就いた。

その後順次引き上げて昭和九十年に六十五歳とすることが妥当であるとする」[社会保険法規研究会, 1991: 282] といった提案が行われている。

注意を要するのは、上述した支給開始年齢の引き上げに対して、年金審議会内部でもとくに労働者側委員を中心として反対論が展開していったという点である。先の「意見書」でも、引き上げに対する反対意見があったことについては触れられていた。その労働者側委員の動向を注視すると、「意見書」の公表直前である1988年11月15日に「次期年金制度改革に対する労働側意見」（以下、「労働側意見」）を出している⁴⁾。「労働側意見」においては、60歳以上の厳しい雇用・労働条件を考慮して、今後とも60歳支給を維持すべきことが明記されている。これら審議会内部の動向と関連して、1989年3月6日には労働団体（全日本民間労働組合連合会、日本労働組合総評議会、友愛会議、中立労組連絡会）が連名で内閣総理大臣に要請書を提出する。ここでも、退職年齢と年金支給開始年齢の結合と、60歳以上の厳しい雇用・労働条件を考慮して、65歳への引き上げを行わない旨の要望が出されていた。

このような労働者側の強い反対のなか、先にみた支給開始年齢引き上げの必要性とその具体的なスケジュール案が示されたわけである。それでは、「意見書」のなかで在職老齢年金に対して、どのような言及がなされていたのか。その点について確認すると、「現行の在職老齢厚生年金については、事務処理上の制約の許す範囲で支給率の刻みを増やす改善措置を講ずべきである」[社会保険法規研究会, 1991: 282] と述べられている。1989年改正以前における在職老齢年金の歩みを改めて概観すると、「事務的問題」は制度改正に際しての大きな障壁となっていたことを指摘できる。例えば、1985年の改正において、60歳台前半層の在職老齢年金の改正が着手されなかった要因が、まさに「事務的問題」であった。1985年改正当時、年金課長の山口剛彦は在職老齢年金の制度上の問題を認識しつつも、「技術的にもそれぞれの方の賃金をかなり迅速に把握をして、業務処理もかなり複雑なことをやりませんと、賃金と年金を合わせた額の今まで以上にきめ細かい配慮というのがやりにくい」⁵⁾ と述べている。上の「意見書」において、「事務処理上の制約の許す範囲」といった言及があえてなされていることから、在職老齢年金に内在していた「事務的問題」の大きさを想起できよう。

ともかくも、以上の「意見書」を土台として、厚生省は改正案を作成する。1989年2月3日に年金審議会に諮問された、「国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案要綱」がそれである。同要綱においてとくに注目を集めたのは、やはり65歳までの支給開始年齢の引き上げが盛り込まれた点である。支給開始年齢の引き上げが厚生省の改正案要綱で初めて明文化されたのは、1980年改正時においてであった。そして、その支給開始年齢引き上げの必要性が、年金審議会の「意見書」において既に言及されていたことは、先に確認したとおりである。他方、在職老齢年金についても「意見書」にもとづき、(1) 支給対象者の範囲を標準報酬月額が20万円以下の者から22万円以

4) 年金審議会委員「次期年金制度改革に対する労働側意見」（最終閲覧日、2019年12月3日）

<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/nenkin/346.pdf>。

5) 「社会保障制度審議会・総会（第388回）、全員委員会（昭和58年度第12回）・速記録」（国立公文書館デジタルアーカイブ〔請求番号〕平12社審00248100）。

下の者に改めること、及び(2)支給割合を3段階(2割、5割及び8割)から5段階(2割、3.5割、5割、6.5割及び8割)に改める案が提示される。

それまでの制度改正の流れからすれば、支給開始年齢の引き上げ案のみならず、在職老齢年金の改正もまた踏み込んだ内容となっていた。というのも、60歳台前半層の在職老齢年金は主として支給限度基準額の引き上げを通じた対象者の拡大が行われてきた。また、1975年の法改正に際しては、先述した「事務的問題」に対して、事務の簡素化といった観点から、支給割合を4段階から3段階へと変更した経緯さえある。さらにこの1989年の改正において特筆に値するのは、在職老齢年金の改正理由として、「高齢者雇用の促進」が掲げられた点にある。その点に関して、1980年代当時の研究動向を踏まえるのであれば、[清家, 1982] や [本川・森, 1981] のように、むしろ在職老齢年金は高齢者の就業を抑制しているといった研究が積み重ねられていた。そして、1989年改正における在職老齢年金と「高齢者雇用の促進」の新たな結びつきを精確に把握しようとするれば、60歳台前半層の「年金」と「雇用」をどのように捉えるのかという、高齢期生活保障の全体像をめぐる政策論議の展開をおさえておく必要がある。在職老齢年金の改正について踏み込んで論じていく前に、年金審議会、社会保障制度審議会それぞれの答申から、以上を紐解いていきたい。

時系列に沿って、年金審議会の答申である「国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について」(1989年2月27日)からみていくことにしよう。同答申では改正案要綱に対して、(1)年金審議会の意見書に沿ってとりまとめられたものであり、これを了承すること、さらに(2)支給開始年齢の引き上げは高齢化社会に対応するための選択肢として避けておれない現実的な解決策であることを改めて言明する[社会保険法規研究会, 1991: 291]。以上のように述べたうえで、支給開始年齢の引き上げによって生じ得る60歳台前半層の生活保障問題について、さらなる対応の必要性も付言している。つまり、「年金の側において六十歳台前半層の雇用の確保に積極的に寄与しよう、思い切った柔軟な対応措置を講ずるとともに、雇用環境の整備について政府はより具体的な対応策を明らかにしていくべきである」[社会保険法規研究会, 1991: 291-292]、と。

他方、社会保障制度審議会の「国民年金制度等の改正について(答申)」(1989年3月6日)は、1970年代に同審議会がまとめた二つの建議、つまり「皆年金下の新年金体系」(1977年)、「高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系」(1979年)からの連続性を強く意識した内容となっていた。ここで改めて着目すべきは、上で触れた1970年代の建議において早くも、(1)支給開始年齢を65歳まで引き上げることが明記されていること、(2)そのための60歳台前半層の生活保障を実現するための雇用環境の整備などが論じられていることである。1989年の答申では、上述した二つの建議が「高齢者対策の中心的課題としての年金制度の在り方を取り上げたものとして想起」[社会保険法規研究会, 1991: 293]されなければならないことを強調する。また、そのような文脈のなかで、雇用政策と年金政策との接続について慎重な対処を要することを指摘する。

年金審議会、社会保障制度審議会ともに、支給開始年齢の引き上げを押し進めるにあたっては、

「雇用」と「年金」の接続と、高齢者雇用の一層の促進の重要性を指摘していたことについて、確認できた。そして、この時期の政府当局の動向を注視すると、短期間のうちに速いテンポで以上を推し進めるにあたっての基盤整備が行われんとしたことを指摘できる。まず、1988年には厚生省と労働省が連名で「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」を発表している。おおよそその内容としては、第1に60歳台前半層の継続雇用を中心として高齢者の雇用就業機会を拡大する。第2に、そのような雇用などの条件整備を図りつつ、支給開始年齢をできる限り早い時期から段階的に65歳にする、というものであった。

また、先述した年金審議会、社会保障制度審議会の答申を経て「国民年金法等の一部を改正する法律案」が閣議決定される。それと同じタイミングで、「被用者年金の支給開始年齢の引上げについて」も、閣議決定されるのである（図表1を参照）。ここでも支給開始年齢がもはや不可避であることに加えて、「高齢者雇用促進等各職域の事情に応じた条件整備を図る」といった雇用施策の方針についても言及されている。さらに、翌1989年には「長寿社会における年金と雇用に関する閣僚懇談会」が新たに設けられる。これらの一連の流れからは、65歳までの支給開始年齢の引き上げを軸として、「雇用」と「年金」の在り方が争点として急浮上し、政府当局としても対応が迫られるようになったという当時の時代状況を読み取れよう。

そのような流れのなかで、1989年の法改正はいかなる幕引きを迎えたのか。結論からいえば、支給開始年齢引き上げ関連の規定は、衆議院社会労働委員会の段階で削除されることになる。以上の要因に関して、[社会保険法規研究会、1991：304-305]では、(1)支給開始年齢の引き上げについては野党側の反発が強いこと、(2)衆議院の解散・総選挙が見込まれるなか、与野党ともに見送りとする雰囲気が強まっていったことなどについて言及されている。また、在職老齢年金の改正案には、若干の修正が加えられる。法案においては、先述のとおり3段階から5段階への細分化であった。それが衆議院社会労働委員会の修正決議を経て、最終的に7段階（2割から8割までの1割刻み）まで細分化されたうえで法改正を迎えることになる。

実現には至らなかったものの、高齢期生活保障の見直しに一石を投じた支給開始年齢の引き上げ案と、在職老齢年金の改正は無関係ではなかった。否むしろ、その支給開始年齢の引き上げを穴埋めする形で、在職老齢年金が60歳台前半層の生活保障、「雇用」と「年金」の接続に資するものとして位置づけられたことを指摘できる。以上の点については、例えば厚生省年金局長である水田努の以下の発言をみれば明らかである。「厚生年金の在職老齢年金というのがやはり日本型の部分年金・部分就労として六十歳前半層の雇用を促進する意味において大変寄与するんじゃないか」⁶⁾と。先にみたとおり、在職老齢年金は高齢者の就労を抑制・阻害するものとして、1980年代においてはすでに先行研究において位置づけられていた。しかし、この1989年改正時においては、にわかに60歳台前半層の雇用を促進するものとして再定置されるに至るのである。

ところで、1989年以前の改正において、在職老齢年金が高齢者雇用との関わりで取り上げられ

6) 国会会議録検索システム「平成1年12月12日衆議院社会労働委員会」（最終閲覧日2019年12月1日）
<http://kokkai.ndl.go.jp/>より入手。

図表1 「被用者年金の支給開始年齢の引上げについて」(1989年3月28日)

一、被用者年金の支給開始年齢の引上げ問題については、長寿社会における老後の所得保障の在り方を考える場合に避けて通れないものであり、準備期間を設けつつ、段階的に進めていくこととする。

二、厚生年金における支給開始年齢の引上げのスケジュールは、男子については平成十年度から六十一歳とし、その後三年ごとに一歳ずつ引き上げて平成二十二年度に六十五歳とする。また、女子についても同様に平成十五年度に六十一歳とし、その後順次引き上げて平成二十七年度に六十五歳とする。

三、共済年金については、その職域における就業に関する制度・運営等にも留意しつつ検討を進め、厚生年金との整合性を図る観点から、上記と同様の趣旨の措置を講ずるよう対処していくこととする。

四、上記二、及び三、の措置を進めるに際しては、高齢者雇用促進等各職域の事情に応じた条件整備を図るなどの施策を総合的に進めていくこととする。

出典：[社会保険法規研究会，1991：295]

てこなかったわけではない。例えば、1976年、1978年の改正では支給限度基準額の引き上げに際して、高齢者の雇用促進という観点から「モデル年金」を若干超えるよう、その基準額が設定された⁷⁾。対して、1989年の改正内容について解説した[厚生省年金局数理課監修，1990：96]では、在職老齢年金の目的そのものが、高齢者雇用の促進であると論じられている。つまり、「厚生年金の支給は、受給資格要件を満たした者が退職したとき、すなわち被保険者でなくなったときに行うことが本来の姿ではあるが、60歳から64歳までの者で標準報酬月額の高い者については、高齢者雇用の促進に寄与するという観点（下線—引用者）から、例外的に在職中でも在職老齢年金を支給することとしている」、と。

上述のごとき在職老齢年金と「雇用促進」の新たな結びつきに対して、[安部，1998]においては1989年改正による高齢者雇用の促進効果は確認されなかったと分析されている。そもそも、1989年の在職老齢年金の改正内容は、先に確認したとおり支給段階の細分化であった。この改正によって、就労抑制効果を多少緩和し得るかもしれない。支給割合のボーダーライン前後で、年金額が急激に減少することを避けられるからである。とはいえ、その根本的な解消には結び付かないものであった。現に、社会保障制度審議会年金数理部会の「年金数理部会第三次報告書」（1992年）では、改めて「現行の在職老齢年金制度は、標準報酬に応じて年金額が累進的に減額されるため、賃金と年金の合計額がほとんど変わらず、高齢者の就労意欲を阻害する要因になっている面があるという問題点が指摘されている」⁸⁾と論じられているのである。

ただし、60歳台前半層の雇用環境の整備という、在職老齢年金にとっては外在的な要因によって、制度の位置づけが大きく変わらんとした点は実に興味深い。それがまた次章で取り上げる1994年の改正にもつながっていくのであれば、尚更である。

7) 国会会議録検索システム「昭和53年5月9日参議院社会労働委員会」（最終閲覧日2019年11月21日）
<http://kokkai.ndl.go.jp/>より入手。

8) 社会保障制度審議会年金数理部会（1992）「年金数理部会第三次報告書」『賃金と社会保障』1093。

Ⅲ. 1994年改正一支給開始年齢の引き上げと在職老齢年金の抜本的改正

前節で論じたとおり、1989年の改正時には65歳までの支給開始年齢の引き上げのみならず、以上を推し進めるにあたって60歳台前半層の雇用環境の整備も政策課題として取り上げられた。また、かかる観点から、在職老齢年金の改正理由のみならず、在職老齢年金の制度目的そのものとして、「高齢者雇用の促進」が掲げられることになる。ただし、支給開始年齢の引き上げに関する規定は、国会での審議の段階で削除されることになる。そのため、支給開始年齢の引き上げという政策課題については、本節で取り上げる1994年の法改正時に改めて浮上してくるのである。

その1994年改正に至るまでの経緯に着目するならば、同改正につながるものとしては、とくに(1)年金審議会の「新人口推計等に基づく年金財政の暫定試算」(1993年3月)、(2)厚生省の「年金改革に関する有識者調査」(1993年3月)、(3)年金審議会の「国民年金厚生年金保険制度改正に関する意見」(1993年10月)を挙げることが出来る。順序として、(1)年金審議会の「新人口推計等に基づく年金財政の暫定試算」から取り上げることにしよう⁹⁾。同試算は、少なくとも5年に1回行われる財政再計算に先立って、新人口推計による年金財政への影響を明らかにすることが必要であるという各界からの要請に応じて作成されたものであった。試算結果は、厚生年金の改革論議にも大きな影響を及ぼすことになる。とりわけ、「極めて粗い試算の結果」であるとしたものの、厚生年金の最終保険料率(2025年以降)が34-35%になるという点は、支給開始年齢の引き上げを推進する強力な論拠となった。1989年の財政再計算時の最終保険料率は31.5%であり、同試算によってさらなる上昇が予測されたためである。この点について、[厚生省年金局監修、1994:18]では、年金審議会の試算に対して「前回再計算時に比べて最終保険料(率)が1割程度増大するものと見込まれるなど改正論議のための前提を明確にするものとなった」と言及している。

次に、(2)「年金改革に関する有識者調査」であるが、こちらは1992年に厚生省が実施した調査の結果である。[高山、1992:101]は、先の1989年改正時の支給開始年齢の引き上げをめぐる政府当局の動向に対して、以下のように指摘している。「利害関係者の意見や専門家の意見を広く求め、それを積みあげるといふ基本的作業を当時の行政担当者は怠った。世論づくりを積極的に試みた形跡もない」、と。以上で指摘された内容とは対照的に、政府当局はこの有識者調査を通じて「世論づくりを積極的に試み」ていくことになる。とりわけ、次にみるように同調査においては支給開始年齢の引き上げと、在職老齢年金の全面的な改革の是非を問うような質問項目となっており、また回答結果も以上を後押しするものとなった¹⁰⁾。

有識者調査の内容は多岐にわたるが、支給開始年齢の引き上げや在職老齢年金の改正に関する質問項目とその回答結果を抽出すると、以下のとおりである。まず、①60歳台前半層の生活設計

9) 年金審議会「新人口推計等に基づく年金財政の暫定試算」(最終閲覧日2019年12月2日)
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/nenkin/362.pdf>。

10) 調査時期は1992年3月であり、調査対象者2,000名に対して有効回収票1,430票であった。

のあり方について、「60-64歳の時期については、『就労による収入』を中心として生活設計を立てて行くべき」と回答した者は75.3%であった。以上と関連して、②支給開始年齢の設定について、「段階的に65歳支給とするが、60-64歳の期間においても、本人のニーズに応じ得る弾力的な仕組みを講ずるべきである」が71.5%であった。そして、③在職老齢年金における「60-64歳の在職者に係る年金と賃金の調整」について、「一定限度まで賃金増加で収入が増加」と回答した者は77.8%であった。これらは、65歳までの支給開始年齢の引き上げを柱として60歳台前半層の生活設計の見直しを行うこと、またそれにあわせて在職老齢年金の改正を図るという改革動向と見事に一致していた。

最後に、(3)年金審議会の「国民年金厚生年金保険制度改正に関する意見」についても触れておこう。この意見書は、先に挙げた暫定試算や有識者調査の結果を踏まえつつまとめられたものである。そして、後述する厚生省の改正案要綱の直接的な下地となったものでもある。意見書のポイントとしては、まず1989年改正時に引き続き、支給開始年齢の引き上げの必要性が改めて主張される。具体的には、高齢期を三つの時期に区分し、それぞれの生活設計の在り方を提起しているのである。その内容はといえば、①60歳までは雇用を中心とする。②60歳台前半の期間については雇用の促進を図りつつ、同時に多様な選択に応じた生活設計が行えるよう環境整備を図る。③65歳以降は年金を中心に生活設計が行われる期間としていく、というものであった。他方、在職老齢年金についていえば、先の有識者調査の結果を反映してか、「高齢者の就業意欲を阻害しないよう、年金と賃金の合計が、賃金の上昇に応じて増加するように仕組みを改めるべきである」[厚生省年金局監修、1994：125]と意見している。

以上の厚生省や年金審議会の動向に加えて、当時の連立与党も年金改正のプロジェクトチームを発足し、「年金改正について（報告）」（1993年12月20日）を公表する。この報告書において示された改革の方向性は、上述した年金審議会の意見書とほぼ一致していたといえる。例えば、60歳台前半においては賃金とあわせて生活を支える年金を支給し、65歳以降は年金を中心に生活設計が行える体制の確立などである。以上は、「60歳引退社会から65歳現役社会へ」という政策目標を実現するためのものであった。また、60歳台前半層を「賃金+年金額」によって生活を成り立たせるためには、在職老齢年金の改正も必要とされた。つまり、在職老齢年金を雇用促進的なものにしていく方策として、前述した有識者調査や年金審議会の意見書と同様、一定額までは年金と賃金の合計額が増加していく仕組みへ改めるべきと論じられているのである。

これらの調査結果や意見書などをもとに、厚生省当局によって改正案が取りまとめられる。そして、その成果は「国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案要綱」として、年金審議会、社会保障制度審議会それぞれに諮問される。同要綱のポイントとしては、60歳台前半層に対して報酬比例部分に相当する年金額を支給する案が新たに盛り込まれた点を挙げることができる。以上の意味するところは、「定額部分」の段階的な引き上げである。他方で、在職老齢年金については、賃金の上昇に応じて、「賃金+年金額」が増加する仕組みへと改める内容となっている（図表2を参照）。以上や支給開始年齢の段階的な引き上げは、先述した意見書などで既に構想として練

図表2 「在職老齢年金制度の改善」(「国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案要綱」)

- ア 被保険者である者については、年金月額8割に相当する額を支給すること。
- イ その者の標準報酬月額とアの年金月額の合計額が20万円を超える場合には、アの年金月額から、その者の標準報酬月額とアの年金月額の合計額から20万円を控除して得た額の2分の1に相当する額を控除して得た額を支給すること。ただし、アの年金月額が20万円を超える場合には、アの年金月額から、その者の標準報酬月額の2分の1に相当する額を控除して得た額を支給すること。
- ウ その者の標準報酬月額が34万円を超える場合には、イの年金月額(標準報酬月額が34万円のときの年金月額)から、その者の標準報酬月額から34万円を控除して得た額を控除して得た額を(ママ)支給すること。

出典：[厚生省年金局監修，1994：130]

られていたものであった。これらからも、年金審議会の意見書と改正案のつながりを改めて確認できる。さらに、高齢期の「雇用」と「年金」との連繫を前提とした公的年金制度改革は、社会保障制度審議会が長年にわたって主張し続けてきた。そのためもあって、改正案の諮問を受けた年金審議会、社会保障制度審議会はいずれも「おおむね了承する」という答申を出す。このことは、支給開始年齢の引き上げという論点のみが抽出されたとして、社会保障制度審議会の強い反発が盛り込まれた1980年改正時の答申とは対照的であった。

ともかくも、両審議会の答申を得た後、改正法案は所定の手続きを経て国会に提出される。図表3は「国民年金法等の一部を改正する法律案要綱」のうち、「在職老齢年金制度の改善」の項目を抽出したものである。これについては、およそ次のような仕組みとして解すことができよう。つまり、60歳台前半層の年金受給者に対しては2割を一律支給停止したうえで、(1)「賃金と年金の合計額」が20万円に達するまでは減額せず残りの8割の年金を支給、(2)「賃金と年金の合計額」が20-34万円の場合は賃金2に対して年金1を支給停止、(3)「賃金と年金の合計額」が34万円を超えた場合は賃金1に対して年金1を支給停止という仕組みである。

以上を含んだ改正法案は、国会での論議のなかで若干の修正を伴いながらも、1994年11月2日に参議院で可決・成立に至り、同年11月9日に公布される。修正点は、在職老齢年金の支給停止の基準額を20万円から22万円に引き上げたことのほか、後述する高年齢者雇用継続給付との調整時期を遅らせるなどであった。この1994年改正法の具体的な内容については、次節で詳しく取り上げることとしたい。

IV. 1994年改正の内容と史的意義—在職老齢年金を中心に

前節では、厚生年金が1994年の改正を迎えるまでの経緯を取り上げた。本節では、同改正の内容及び史的意義について、再検討していきたい。

さて、1994年の公的年金制度改革について、在職老齢年金に引きつけて論じるのであれば、とくに以下の3点を指摘できる。第1に、在職老齢年金の在るべき役割・機能をめぐって、大きな

図表3 在職老齢年金制度の改正案（「国民年金法等の一部を改正する法律案要綱」）

60歳以上65歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金に係る標準報酬月額に応じた調整の仕組み（在職老齢年金制度）を次のように改めること。（附則第11条及び改正法附則第20条関係）

ア 標準報酬月額と年金額の8割に相当する額を12で除して得た額（基本月額）との合計額が20万円以下である場合には、年金額の2割に相当する部分の支給を停止すること。

イ 標準報酬月額と基本月額との合計額が20万円を超える場合には、次のそれぞれの場合に応じ、年金額の2割に相当する額と次のそれぞれの額に12を乗じて得た額の合計額（支給停止基準額）に相当する部分の支給を停止すること。ただし、次のそれぞれの場合において、支給停止基準額が年金額以上である場合には、年金額の全部の支給を停止すること。

（ア）基本月額が20万円以下であり、かつ、標準報酬月額が34万円以下であるとき。

標準報酬月額と基本月額との合計額から20万円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

（イ）基本月額が20万円以下であり、かつ、標準報酬月額が34万円以下を超えるとき。

34万円と基本月額との合計額から20万円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に、標準報酬月額から34万円を控除して得た額を加えた額

（ウ）基本月額が20万円以下であり、かつ、標準報酬月額が34万円を超えるとき。

34万円と基本月額との合計額から34万円を控除して得た額を加えた額

（エ）基本月額が20万円を超え、かつ、標準報酬月額が34万円を超えるとき。

34万円に2分の1を乗じて得た額に標準報酬月額から34万円を控除して得た額を加えた額

ウ (2)のウ（3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態にある者又は45年以上の被保険者期間を有する者であつて被保険者でない者—引用者）により年金額が計算されている者が被保険者となった場合には、当該年金の報酬比例部分の額についてア及びイの仕組みを適用した場合に支給すべき額を支給し、年金額のうちその他の部分については、支給を停止すること。（附則第11条の2関係）

エ (2)のエ（船員・坑内員たる被保険者であつた期間が15年以上である者—引用者）により年金額が計算されている者が被保険者である場合には、加給年金額を除く年金額についてア及びイの仕組みを適用することとし、加給年金額については、加給年金額を除く年金額の全部の支給を停止すべき場合に限り、支給を停止すること。（附則第11条の3関係）

出典：[厚生省年金局監修，1994：144]

「転換」が果たされたという点である。第2は、60歳台前半層に対する生活保障システムの大幅な見直しが図られたという点である。第3は、年金政策と雇用政策の制度的連繋が盛り込まれたという点である。まず、第1の在職老齢年金の「転換」に関してであるが、それは60歳台前半層の「低所得高齢者への所得保障」から「雇用促進的」制度への転換という形であらわされる。第2節で触れたとおり、以上は1989年の改正時において、すでにその萌芽を見出しうるものである。とはいえ、抜本的ともいえる制度改革を伴って法改正が実現したという点で、この1994年改正は一つの「転換」点と位置づけ得る。

それでは、具体的にどのような「転換」が果たされたのか。以上について論を進めるにあたって、まず改正以前の在職老齢年金の位置づけを改めて確認しておこう。例えば、社会保障制度審

議会の建議である「皆年金下の新年金体系」(1977年)においては、「低額の所得しか得られない職に就いている者については、在職老齢年金により補完」〔総理府社会保障制度審議会事務局編著、1978：92〕と述べられている。そもそも、60歳台前半層の在職老齢年金は60歳台後半以降のそれと区別され、「低所得在職老齢年金」と呼称されていた。以上を体現するように、政策的にも低所得の在職高齢者に対する所得保障としての役割が期待されていたといえる。〔高山、1992：107〕においても、「現行の在職老齢年金を貫く基本哲学は生活費保障という点にある」と述べる。それによって、「賃金が多くなれば、その分だけ年金を減らすという考え方」にもとづいて制度が運用されてきた。このように、「賃金+年金額」が大きく変化しない仕組みの根底には、低所得高齢者の所得を保障するという「基本哲学」があることを指摘するのである。

以上で述べた改正以前の位置づけに対して、94年改正法の内容は次のとおりである。年金支給額を一律2割支給停止したうえで、(1)〔賃金と年金の合計額〕が22万円に達するまでは減額せず8割の年金を支給、(2)〔賃金と年金の合計額〕が22-34万円の場合は賃金2に対して年金1を支給停止、(3)〔賃金と年金の合計額〕が34万円を超えた場合は賃金1に対して年金1を支給停止という段階的な支給方式が導入された。これによって、少なくとも当時の現役(男性)被保険者の標準報酬月額平均額相当にあたる34万円までは、「賃金+年金額」が増加するようになる。以上の改正を通じて、「在職老齢年金を、働くことによって総収入が増加するよう雇用促進的な年金の仕組みに改める」〔厚生省年金局監修、1994：24〕とされた。そもそも、1994年改正全体にかかる政策理念として、年金制度を雇用促進的なものに改めていくことが掲げられていた〔厚生省年金局監修、1994：23〕。そして、まさにその役割を在職老齢年金が担うものと新たに位置づけられるのである。

第2は、60歳台前半層の生活設計の見直しに関するものである。繰り返しになるが、1994年改正法では厚生年金の「定額部分」について、65歳までの段階的な引き上げに関する規定が法制化に至る。以上は60歳台前半層の生活の在り方に、多大な影響を及ぼすものであった。そこで、政府当局は法改正を通じて新たな生活設計の在り方を提案していくことになる。それは、「60歳引退社会」から「65歳現役社会」に切り替えていくという基本方針に沿ったものであった。具体的には、以下のような高齢期の生活モデルが提起される。つまり、(1)60歳までは賃金を中心に生活設計、(2)60歳～64歳は賃金と年金を合わせて生活設計、(3)65歳以降は年金を中心に生活設計、である。このうち、「(2)60歳～64歳は賃金と年金を合わせて生活設計」に関して、在職老齢年金が制度改革を経て重要な役割を期待されるようになったことは、先に確認したとおりである。

第3は、雇用政策との制度的連繋である。先に述べた「(2)60歳～64歳は賃金と年金を合わせて生活設計」を実現するための政策的支援については、厚生行政のみならず労働行政にも動きがみられた。例えば、高年齢雇用継続給付が厚生年金保険法の改正と同じく、1994年に新設され

ている¹¹⁾。同制度は、労働行政の側面から60歳台前半層の雇用保障を実現せんとするものであると位置づけ得よう。加えて、高齢者雇用安定法も1994年に改正され、定年制のある企業での60歳（以上）定年制の義務化、継続雇用制度の導入・改善計画の作成指示などが新たに加えられる。

ともかくも、抜本的な制度改革と制度の新設を同時期に迎えた在職老齢年金と高齢雇用継続給付であるが、さらに興味深いのは両制度の間に併給調整が導入されたという点である。つまり、在職老齢年金と高齢雇用継続給付の双方を受給する場合、標準報酬月額10%相当の年金額の支給を停止するという制度間調整が条文のなかに盛り込まれることとなる。支給開始年齢引き上げ後の60歳台前半層の生活保障の在り方は、重要な政策課題であった。それに対して、厚生行政は在職老齢年金の抜本的改革を通じて、また労働行政としては高齢者雇用安定法の改正とともに高齢雇用継続給付を新設し、高齢期の生活モデルを再構築していくことになる。その両者の間で制度間調整が盛り込まれたことは、まさにこれらの制度が「雇用」と「年金」の接合部にあったことにも起因しよう。

最後に、各企業の賃金構造に対する1994年改正の影響についても触れておきたい。改正以前の在職老齢年金に対する批判としては次の2点、つまり高齢者の就労を抑制するという点と、低賃金高齢者を生み出すという点に集約できる。本稿においてはこれまで、「雇用促進的」制度への転換の過程を論じるといった視点から、前者に着目してきた。他方、後者についても、在職老齢年金に関する先駆的研究として位置づけ得る〔氏原、1978〕において、すでに指摘されている重要な論点といえる。1994年改正以前の在職老齢年金は、賃金に応じた段階的支給となっていた。〔高山、1992〕も言及したように、賃金が増加しても年金額の支給割合が下がることによって、〔賃金+年金額〕はさほど変化しなかったのである。そこで、年金の支給割合を高めるための賃金調整を通じて、企業側はコスト削減を図る。このような企業側の行動によって、在職老齢年金の支給はしばしば、低賃金の労働者を生み出すなど賃金構造を歪めているといった批判がなされてきた。

それでは、賃金構造への影響は、1994年改正によって解消し得たのか。その点について、先行研究をもとに確認していきたい。まず、〔清家・山田、2004〕によれば、厚生年金受給資格をもつ60歳台前半の男性就業者は、8-12万円という勤労収入階層に明らかな最頻値を持っている。それに対して、年金受給資格のない男性就業者の勤労収入分布には、そうした特性はみられないという。以上をもとに、同書では年金制度は変わってもそれ自体雇用慣行として残ってしまっている、と分析している。

次に、日経連労働コンサルタントの〔葛西、1994：16〕では、企業経営上の視点から新たな在職老齢年金について、「今回の在職老齢年金の改善後も依然として大変利用価値があるものと思われる」と述べる。さらに、賃金の設定に際してこの制度がどのように活用できるか。換言すれば、いかに高齢者の賃金をおさえつつ在職老齢年金や高齢雇用継続給付を活用して、従業員の

11) 高齢雇用継続給付は60歳定年後の雇用継続を進める観点から、賃金の額が60歳時点に比べて一定割合低下した状態で雇用を継続する高齢者に対して、給付を行う制度である。

総所得を維持・確保するかについて、いくつかのモデルを交えて論じている。[労働政策研究・研修機構, 2007] の調査結果においては、60歳以降継続雇用される高齢者の賃金水準を決定する際、企業が考慮した点の上位3項目は次のとおりであった。つまり、「定年到達時の賃金水準」、「高齢雇用継続給付の受給状況」、「在職老齢年金の受給状況」である。

以上より、1994年改正以降も、依然として高齢就労者の賃金を決定する際に、在職老齢年金は重要な指標となっていたことを確認できる。その意味で、法改正を通じて各企業の賃金構造に対する影響がなくなったわけではない。むしろ、法改正の意図するところは、いかに在職老齢年金を活用しつつ、60歳台前半層の生活を新たに設計していくかであった。そうであればこそ、「雇用促進」への転換が優先的に取り組まれたといえるのではないか。

V. むすびに代えて

これまで、1980年代後半から1990年代前半における在職老齢年金の改正内容を中心に分析してきた。むすびに代えて、以下においては本論を通じて明らかになった点の再整理に加えて、今後の課題を述べることにしたい。

さて、本論で取り上げたとおり、在職老齢年金は1994年の厚生年金保険法改正時に抜本的ともいえる制度改革を迎えた。その内容は、一定水準までは賃金の増額に応じて収入が増えていく仕組みの導入である。具体的には、「賃金+年金額」が34万円までであれば年金額も漸増していくというものであった。そして、この改正は同制度の役割・機能をめぐる政策上の転換によって、はじめて果たされることになる。つまり、「低所得高齢者への所得保障」から、「雇用促進的」な制度への転換がそれに当たる。

なお、以上については「60歳引退社会」から「65歳現役社会」に切り替えていくという高齢期生活保障システム的大幅な見直しの一環として捉える必要がある。つまり、厚生年金の「定額部分」の支給開始年齢を段階的に引き上げたうえで、60歳から64歳の期間は賃金と年金を合わせて生活設計を行う環境の整備が政策的に取り組まれていく。そのような政策動向に対して、厚生行政の動向を抽出すると、まさに本稿で取り上げた在職老齢年金の改正を通じて、「雇用」と「年金」の再接続が図られようとしたのである。その意味において、1994年の在職老齢年金の改正内容は、日本の高齢期生活保障システムの形成過程を論じるうえで無視し得ぬポイントとなってこよう。

最後に、残された課題についても一言触れておきたい。本稿においては上述のとおり、厚生行政の動向に着目して、厚生年金保険法の改正の経緯などを中心に分析を進めてきた。他方において、労働行政としても高齢期生活保障システムの大きな転換期において、高齢雇用継続給付の創設や高齢者雇用安定法の改正などを通じて、高齢者の雇用環境の整備を行っている。それらの分析については、他稿に委ねたい。

参考文献リスト

- 厚生省年金局監修（1994）『年金改革のすべて』社会保険広報社。
- 厚生省年金局数理課監修（1990）『年金と財政』社会保険法規研究会。
- 社会保険法規研究会（1991）『厚生年金保険法解説』社会保険法規研究会。
- 清家篤（1992）『高齢者の労働経済学』日本経済新聞社。
- 清家篤・山田篤裕（2004）『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。
- 総理府社会保障制度審議会事務局編著（1978）『解説皆年金下の新年金体系—「基本年金」創設勧告』ぎょうせい。
- 高山憲之（1992）『年金改革の構想：大改正への最終提言』日本経済新聞社。
- 玉井金五（2012）『共助の稜線—近現代日本社会政策論研究』法律文化社。
- 玉井金五・杉田菜穂（2016）『日本における社会改良主義の近現代像—生存への希求』法律文化社。
- 安部由起子（1998）「1980～1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度（特集：高齢化の経済学）」『日本経済研究』36。
- 氏原正治郎（1978）「老齢年金における年金支給開始年齢」隅谷三喜男編『日本的雇用政策の展望—高齢化社会への対応策を探る』日本経済新聞社。
- 葛西嘉隆（1994）「高齢雇用継続給付と改正在職老齢年金の活用法」『労政時報』3191号。
- 社会保障制度審議会年金数理部会（1992）「年金数理部会第三次報告書」『賃金と社会保障』1093。
- 清家篤（1982）「年金の収入制限と労働供給」『日本労働協会雑誌』24（9）。
- 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2019について」（最終閲覧日、2019年12月6日）
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf。
- 年金審議会「新人口推計等に基づく年金財政の暫定試算」（最終閲覧日2019年12月2日）
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/nenkin/362.pdf>。
- 年金審議会委員「次期年金制度改革に対する労働側意見」（最終閲覧日、2019年12月3日）
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/nenkin/346.pdf>。
- 本川明・森隆司（1981）「高齢者の就業率変化に関する要因分析—『高齢者就業実態調査』個票データを用いた“拡張”ロジット分析」『労働統計調査月報』33（5）。
- 労働政策研究・研修機構（2007）「労働政策研究報告書No.83 高齢者継続雇用に向けた人事労務管理の現状と課題」（最終閲覧日、2019年12月1日）<https://www.jil.go.jp/institute/reports/2007/083.html>。
- 「社会保障制度審議会・総会（第388回）、全員委員会（昭和58年度第12回）・速記録」（国立公文書館デジタルアーカイブ〔請求番号〕平12社審00248100）。

1930年代におけるイギリス二国間通商政策の展開[※]

－多角的貿易システムとの関連で－

佐藤 純

I. はじめに

1932年7月、オタワで開催されたイギリス帝国経済会議（Imperial Economic Conference, 以下、「オタワ会議」と記す）において、イギリスは自治領・植民地諸国との間で7つの二国間通商協定を締結した¹⁾。これにより、すでに同年3月に輸入関税法を導入していたイギリスは帝国特惠体制（Imperial Preference System）を確立し、自由貿易国から保護貿易国へと歴史的転換を果たした。このことは、当時、世界唯一、かつ世界最大の自由市場が消失したことを意味し、1930年代の世界経済に巨大なインパクトを与えることとなった。

では、イギリスがオタワ会議を開催した目的は何であったのだろうか。通説的には、それは広大な帝国の保有という有利な状況を利用した輸出の拡大にあったとされてきた。つまり、オタワ会議の開催とオタワ・システムの構築は、大不況下で生じた失業の救済、あるいは国内産業（製造業と農業）の保護が目的であったとする解釈が主流の座を占めてきたのである²⁾。しかし、近年、イギリス帝国経済史家のケインとホプキンズ（P.J. Cain and A.G. Hopkins）は、オタワ協定の締結がシティ（City of London）の金融利害に規定された海外投資利害の保全策であったとする解釈を提示している³⁾。また、植民地インドに焦点を当てた井上巽氏の研究も、オタワ・システム＝帝国特惠体制の構築を、投資利害の保全を目指した輸入促進策であったと主張している⁴⁾。

一方、オタワ協定成立後、イギリスが帝国外諸国との間で結んだ二国間通商協定に関する研

※ 本稿はJSPS科研費JP17K03864の助成を受けたものである。また、本稿は2019年度政治経済学・経済史学会冬季学術大会（2020年1月11日／於：早稲田大学）における報告をもとに執筆した。

- 1) イギリスは、インド、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、ニュージーランド、南ローデシア、及びニューファンドランドと通商協定を締結した。*Imperial Economic Conference at Ottawa 1932, Appendices to the Summary of Proceedings* Cmd. 4175, HMSO, London, 1932, p.62。なお、議長国カナダの首相ベネット（R.B. Bennett）やイギリス産業界は原理・原則を示した単一の多角的協定を望んでいたが、イギリス側は当初から二国間協定の締結を志向していた。I.M. Drummond, *Imperial Economic Policy, 1917-1939, Studies in Expansion and Protection*, London, 1974, pp.220-221。
- 2) たとえば、楊井編の著書では、オタワ協定の締結は「イギリス産業に国内市場および域内市場を確保する」ことが目的であったとされている（楊井克己編『経済学体系6 世界経済論』東京大学出版会、1961年、223頁）。さらに、オタワ会議後イギリスから同国を除く帝国に対する輸出よりも、後者から前者への輸出が増加した事実をもって、「帝国内特惠制の設立はイギリスに必ずしも満足すべき結果をもたらさなかった」と評価している。また、内田氏はオタワ会議によるイギリス帝国経済ブロックの形成を「海外の独占市場を確保しようとする」保護主義政策としている（内田勝敏『貿易政策論－イギリス貿易政策研究』晃洋書房、1985年、69頁）。
- 3) P.J. Cain and A.G. Hopkins, *British Imperialism: Crisis and Deconstruction, 1914-1990*, London, 1993, chap. 5. [木畑洋一・旦裕介訳『ジェントルマン資本主義の帝国－危機と解体－1915-1990』名古屋大学出版会、1997年、第5章]。
- 4) 井上巽『金融と帝国』名古屋大学出版会、1995年、第Ⅱ部第5章。

究も進んでいる。たとえば、1933年5月に締結されたロカ・ランシマン協定（Roca-Runciman Pact）については、イギリスはアルゼンチンに対し対英輸出額の現状維持と借換債の発行を認めることで、同国に所在する巨額な投資利害の保全を図ったことが実証的に明らかにされている⁵⁾。また、北欧諸国との間で締結された一連の二国間通商協定についても、イギリス投資利害の観点から再検討されている⁶⁾。

本稿では、以上の研究動向を踏まえ、そもそもなぜイギリスは投資利害の保全を目的とする通商政策の展開を余儀なくされたのかを考察していく。その際、国際連盟経済情報部（Economic Intelligence Service）で主導的役割を果たしたヒルガート（F. Hilgerdt）の多角的貿易システムに関する議論に改めて注目する⁷⁾。これは、1930年代イギリス通商政策を、グローバルに展開するイギリス海外投資利害との関連で論じた古典的研究であるが、近年蓄積されてきた上述の個別事例研究を総括していく上で有益な議論であると思われる。一方、ヒルガートの議論は、発表されてから既に80年近い歳月が経っていることもあり、修正、あるいは精緻化すべき点が多々見受けられる。そこで本稿では、特に再建金本位制に関する先行研究を参考にしながら⁸⁾、ヒルガートの議論を敷衍していきたいと考える。

II. アメリカの台頭と多角的貿易システムの変質

イギリスを基軸とするグローバルな貿易ネットワーク＝多角的貿易システムは1870年頃に形成された⁹⁾。イギリスは19世紀半ばになると、一次産品生産諸国に対し巨額の投資を行っていくが、これにより一次産品生産諸国の生産量は、イギリスが吸収可能な規模をすぐに上回るようになった。広大な国土を有するインド、オーストラリア、カナダ、そしてアルゼンチンなどの諸国が、それぞれの気候風土に適した一次産品を生産したわけだから、イギリスの輸入が限界に達するの

5) 佐藤純「1930年代イギリスの対アルゼンチン通商政策の展開－為替管理問題の検討を中心として－」『西洋史研究』新輯第27号、1998年。

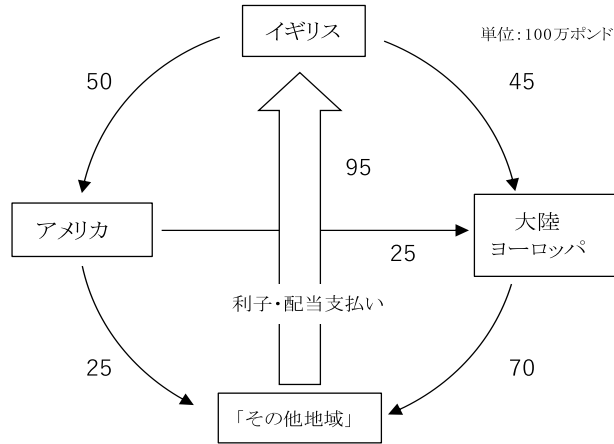
6) 佐藤純「1930年代イギリス通商政策の展開と多角的貿易・決済システムの解体－対デンマーク政策の検討を中心に－」『社会経済史学会 第83回全国大会報告要旨』社会経済史学会第83回全国大会実行委員会、2014年、61-62頁。

7) 多角的貿易システムについては、League of Nations, *The Network of World Trade*, Geneva, 1942, pp.73-97; F. Hilgerdt, "The Case for Multilateral Trade", *The American Economic Review, Supplement*, No.33, March, 1942; 本山美彦「多角的貿易の型の発展－解説にかえて－」F・ヒルガート（山口和男・吾郷健二・本山美彦訳）『工業化の世界史－1870-1940年までの世界経済の動態』ミネルヴァ書房、1979年。

8) 再建金本位制に関しては、平田喜彦「再建国際金本位制崩壊のメカニズム」平田喜彦／佐美光彦編『世界大恐慌の分析』有斐閣、1988年、第2章所収；木村亮「再建金本位制下のプロト・スターリング地域－インド、オーストラリアとイギリスとの関連をめぐって－」佐美光彦・杉浦克己編『マルクス経済学叢書4 国際金融 基軸と周辺』社会評論社、1986年第4章所収；平岡賢司『再建金本位制と国際金融体制』日本経済評論社、2016年。

9) 多角的貿易システムの概要については、佐藤純「貿易が生み出す格差－第一次大戦前のイギリスを基軸とする多角的貿易システム－」佐藤康仁／熊沢由美編著『新版 格差社会論』同文館出版、2019年、第7章を参照。

図1 イギリスを基軸とする多角的決済 1910年



出所：平田喜彦・佐美光彦編『世界大恐慌の分析』有斐閣，1988年，68頁より作成。

は当然のことであった。結局、これらの諸国は、イギリスに対する輸入超過によって、同国に対して利子・配当払いを行うことが困難になった。つまりは、債権国に対する貿易黒字によって債務を返済するという双務的決済関係が維持できなくなったのである。

しかし、この問題は第二次産業革命の最中にあり巨大な食料・原料需要を有していたアメリカと大陸ヨーロッパ工業諸国（特にドイツ）の登場によって解決された。すなわち、一次産品生産諸国は、これらの工業諸国に対する輸出超過によって、イギリスに対する利子・配当支払いを行うことが可能になったのである。たとえば、インドは主要輸出品の一つであるジュートの輸出先をアメリカに見出したし、オーストラリアもヨーロッパ工業諸国に、食料・原料の輸出先を見出すことができた。一方、イギリスは新興工業諸国から最先端の工業製品を輸入することで、これら諸国による原料・食料輸入を後押ししていた。このような関係を示したのが図1である。

この図によって、イギリスを起点として同国に還流する資金の流れが確認されよう。すなわち、①イギリスは「その他地域」（一次産品生産諸国）から、貿易黒字と貿易外受取勘定（特に利子・配当収入）を通じて巨額の資金を受領する、②イギリスはこの資金を用いてアメリカや大陸ヨーロッパ工業諸国（特にドイツ）が製造する最先端の工業製品を輸入する、③アメリカや大陸ヨーロッパ工業諸国はイギリスから受け取った資金を「その他地域」からの原料・食料輸入に使用する、④「その他地域」はこの資金を用いてイギリスに対する利子・配当支払いを履行する、以上となる。つまり、多角的貿易システムとは、各国間の比較優位財の交換を土台としつつも、イギリスの投資収益の迂回的回収経路としての特質を有するグローバルな貿易・決済のネットワークであった。

しかし、イギリスを基軸とする多角的貿易システムがその機能を果たした期間は短かった。ヒルガートは、第一次大戦後、多角的貿易システムは大戦前と同じ型で、しかも規模を拡大させて

復活したと論じている¹⁰⁾。確かに世界貿易の規模は1913年の200億ドル程度から、1920年代半ばには330億ドル程度へと大幅に増大したが¹¹⁾、その性質は大きく変化していたと思われる。すなわち、世界貿易はイギリスではなく、急速な経済成長を遂げたアメリカを基軸とするものへと構造的な転換を遂げつつあったのではなからうか¹²⁾。また、それゆえ、大戦後に復活したとされる多角的貿易システムは、イギリスの投資収益の迂回的回収経路としての機能を漸次的に低下させていったのではなからうか。より具体的に述べると以下ようになる。

20世紀初頭アメリカは工業製品の純輸出国へと転じたが、一方で、イギリス自治領諸国やアルゼンチンと同種の一次産品を生産していた。また、石油・化学製品や自動車などに加え、これら諸国が使用する農業用機械も輸出していた¹³⁾。このような国に対して一次産品生産諸国が貿易黒字を稼ぐことは、インドのように熱帯産品を生産すると同時に、高度な耐久消費財を必要としない国を除いて不可能であった。それどころか、表1が示すように、アメリカはこれら諸国に対する貿易黒字を急激に拡大していった。要するに、第一次大戦後に復活したとされる多角的貿易システムの下では、一次産品生産諸国、特にオーストラリアやアルゼンチンなどの「最近入植地域」(regions of recent settlement) に分類される諸国は、対英債務返済に必要な資金を十分に稼得することが困難だったのである。

かかる状況に促され、一次産品生産諸国は対英輸出の比重を高めていく。このことを、両大戦間期におけるオーストラリアとアルゼンチンの対外貿易関係をみることで確認していこう。特に両国に注目するのは以下の理由による。まず、オーストラリアは、両大戦間期において、インド

10) League of Nations, *op. cit.*, p.87.

11) 宮崎犀一／奥村茂次／森田桐郎編『近代国際経済要覧』東京大学出版会、1981年、113頁。

12) ソウルも「1914年の世界貿易の決済型は、多くの基本的な面において1900年のそれとは異なっていた」と指摘している。S.B. Saul, *Studies in British Overseas Trade 1870-1914*, Westport, 1990, Reprinted, p.60. [久保田英夫訳『イギリス海外貿易の研究』文真堂、1981年(第2刷)84頁。]なお、第一次大戦後に復活したのは一般的な意味での多角的貿易システムであったと思われる。具体的に言えば、このシステムは同一の通貨・商品の評価基準が存在する世界市場のことである。同システムの下では、各国の参入条件は概ね同じであり、二国間貿易では入手困難な商品を購入するために必要な外貨を稼得することが可能である。しかし、1870年頃に形成されたイギリスを基軸とする多角的貿易システムは、以上の機能を持ちつつも、債務国からヨーロッパの債権諸国(特にイギリス)に対する利子・配当支払いを可能にするという機能こそが、その本質的特徴をなしていたと思われる。詳細については、League of Nations, *op. cit.*, p.88.

13) アメリカの輸出攻勢がいかに劇的なものであったかを確認しておこう。1928年8月、イギリス海外貿易局は中南米諸国に対し市場調査を目的とする使節団を派遣したが、同使節団が帰国後提出した報告書には以下のような記述がある。

「アルゼンチンの貿易傾向の変化は衝撃的である。それが意味するのは市場を失ったという深刻な事態である。おそらく、その他の重要な海外市場においても状況は同じであろう。アルゼンチンの需要の大きな部分は、我が国が製造も販売もできない商品にある・・・(中略)平均的なアルゼンチンの家庭は、アイルランドのリネンやシェフィールドのカトラリー、イングランドの陶磁器やガラスのことよりは、自動車、蓄音機、そしてラジオのことを考えている・・・(中略)新産業の分野におけるアメリカのアルゼンチン市場への進出は著しい。具体的には、自動車とその付属部品、映画・映写機、電気製品、ミシン、冷蔵庫、蓄音機、新しいタイプの農機具と道路工用機械、油井設備・備品などである。」(Department of Overseas Trade, *Report of the British Economic Mission to Argentina, Brazil and Uruguay*, HMSO, London, 1930, pp.18-19.)

表1 アメリカの「最近入植地域」との商品貿易 単位：100万ドル

年	北部北アメリカ (主にカナダ)	オセアニア	アルゼンチン
1881～85年平均	+1	+1	-1
1886～90年平均	-2	-1	+1
1891～95年平均	+13	-2	-2
1896～1900年平均	+43	+4	-0.2
1901～05年平均	+72	+21	+4
1906～10年平均	+101	+16	+14
1921～25年平均	+231	+87	+34
1926～30年平均	+350	+124	+70

出所：League of Nations, *The Network of World Trade*, Geneva, 1942, p.86より作成。

を凌ぎイギリス最大の投資先になったからである。また、アルゼンチンは「非公式帝国」と称されるように、19世紀末以降イギリス資本に従属した経済発展を遂げ、両大戦間期には帝国外の国の中では最大のイギリス投資利害が所在していたからである。

では、オーストラリアの対外貿易関係をみていこう（表2）。オーストラリアの1913年の輸入先に占めるアメリカの割合は13.7%であったが、1922～25年平均では22.9%へと著増し、その後も1925～28年平均では24.5%、1928～31年平均では23.0%と微増を示した。一方、同時期の輸出先に占めるアメリカの割合は、3.4%、6.5%、9.3%、3.8%であった。同時期の輸入先に占めるイギリスの割合は、51.8%、46.8%、42.4%、40.1%と着実に減少していった。一方、輸出先に占めるイギリスの割合は、44%、41.7%、37.6%、46.2%と、一旦は1920年代半ばに対英輸出の割合を下げたが、1928年以降に増大を示している。

次にアルゼンチンについてみていこう（表3）。アルゼンチンの1911～13年平均の輸入先に占めるアメリカの割合は14.8%であったが、1922～24年平均では21.7%へと一気に上昇し、1928～30年には23.9%になっている。一方、同時期の輸出先に占めるアメリカの割合は、6.3%、10.2%、9.3%と概ね低い割合で推移した。同時期の輸入先に占めるイギリスの割合は、30.5%、23.5%、19%へと激減した。一方、輸出先に占めるイギリスの割合は、26.1%、23.3%、32.5%と激増した。ただし、アルゼンチンの輸出統計に関しては、船積み後に輸出先が確定する‘to order’に分類される項目があり、この分を加味すると対英輸出の増加率はよりゆるやかなものであったと考えられる。

以上のように、輸入相手国としてのアメリカの重要性が高くなるにつれ、輸出相手国としてのイギリスの重要性が高まっていった。フランスやイタリア、及びベルギーに対する輸出も伸び悩んでいたため、結局、オーストラリアとアルゼンチン是对英輸出の拡大、あるいは対英輸入の削減を迫られたのである。そして、後にみていくように、イギリス自身も対米貿易赤字の拡大という側圧を受けつつ、投資利害を持つ一次産品生産諸国に対して優先的に自国市場を開放する必要に迫られていくことになる。実際、1930年代になると、オーストラリアの総輸出に占めるイギリスの割合は50%を超え、アルゼンチンの場合も35%を超えている（表2／表3を参照されたい）。

表2 オーストラリアの主要貿易相手国 (%)

	1913年	1922~25年平均	1925~28年平均	1928~31年平均	1931~34年平均	1934~37年平均	1937~39年平均
輸出先							
アメリカ	3.4	6.5	9.3	3.8	2.9	7.6	10.2
イギリス	44.0	41.7	37.6	46.2	53.6	51.6	52.0
ベルギー	9.5	4.5	5.4	5.1	4.3	5.5	0.4
フランス	12.3	11.8	11.8	8.6	4.9	4.6	6.9
ドイツ	8.8	4.0	6.6	5.7	5.2	2.0	2.4
イタリア	1.1	5.2	3.5	1.4	3.3	1.7	1.3
エジプト	0.5	1.7	2.3	1.9	0.5	0.3	0.4
インド	1.7	1.6	2.2	4.7	0.7	0.7	1.0
中国	0.3	0.7	0.3	0.5	3.4	1.1	1.2
日本	1.8	8.1	7.8	7.4	10.5	9.6	3.6
ニュージーランド	3.0	3.8	3.1	2.9	2.4	3.3	4.6
その他	13.6	10.4	10.1	11.8	8.3	12.0	16.0
輸入先							
アメリカ	13.7	22.9	24.5	23.0	14.1	15.0	15.0
イギリス	51.8	46.8	42.4	40.1	40.4	41.0	40.1
フランス	2.8	2.7	2.7	2.5	2.0	1.0	0.9
ドイツ	8.8	1.0	2.5	3.2	3.2	3.5	3.7
カナダ	1.2	3.1	2.5	2.9	4.1	6.2	7.3
インド	3.9	3.6	4.1	4.4	5.6	3.3	2.8
日本	1.2	2.7	3.0	3.4	5.9	5.4	4.4
インドネシア	1.3	3.4	4.0	5.2	5.8	6.2	6.8
バブアニューギニア	-	0.4	0.5	0.4	1.6	2.1	1.8
ニュージーランド	2.8	1.6	2.0	1.5	2.1	1.9	1.9
その他	12.5	11.8	11.8	13.4	15.2	14.4	15.3

出所: B. Dyster and D. Meredith, *Australia in the International Economy in the Twentieth Century*, Cambridge, p.150より作成。

表3 アルゼンチンの主要貿易相手国 (%)

	1911~13年平均	1922~24年平均	1928~30年平均	1932~34年平均	1935年度	1936年度
輸出先						
アメリカ	6.3	10.2	9.3	5.5	12.0	10.5
イギリス	26.1	23.3	32.5	37.1	34.3	31.8
オランダ	3.3	4.1	10.0	11.2	8.9	6.7
ベルギー	8.5	6.6	9.7	10.3	8.7	6.5
ブラジル	5.0	3.4	4.6	3.4	4.8	6.2
ドイツ	12.2	8.8	10.8	8.2	6.9	5.7
フランス	9.2	6.7	6.6	7.0	4.8	5.1
イタリア	4.2	3.7	6.3	4.5	4.0	2.0
不明	19.8	26.9	-	-	-	-
輸入先						
アメリカ	14.8	21.7	23.9	13.4	13.6	14.6
イギリス	30.5	23.5	19.0	22.5	24.7	20.4
ドイツ	17.2	12.2	11.6	9.7	8.5	9.2
ベルギー	5.3	4.9	4.8	4.1	6.5	6.4
イタリア	8.3	7.3	8.9	9.2	4.7	5.2
ブラジル	2.7	5.6	3.9	6.1	5.9	4.8
フランス	9.7	6.1	6.4	5.3	4.3	4.2
オランダ	2.3	1.2	1.4	1.4	1.4	2.8

出所: V.L. Phelps, *The International Economic Position of Argentina*, Philadelphia and London, 1938, p.161より作成。

先述のように、確かに世界貿易の規模は拡大し、諸国・地域間の多角的な貿易関係も復活した。このことは、第一次大戦前夜には年平均8千万ポンド程度であったオーストラリアの輸出額が、1920年代半ばには年平均1億5千万ポンド程度へと拡大していること¹⁴⁾、アルゼンチンの輸出額

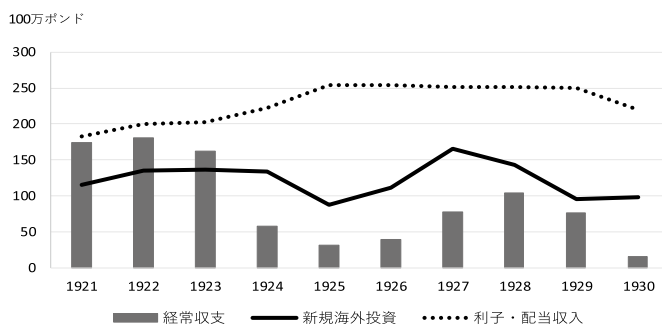
14) B. Dyster and D. Meredith, *Australia in the International Economy in the Twentieth Century*, Cambridge, p.50, 92.

も同時期に4億金ペソ程度から9億金ペソ程度へと拡大していることにも反映されている¹⁵⁾。しかし、多角的貿易システムは第一次大戦前と同じ型で復活したわけではなかった。このことは、両国が対米赤字を拡大させることで、債権国であるイギリスに対する輸出の拡大を余儀なくされていたことに反映されている。第一次大戦前のイギリスを基軸とする多角的貿易システムは、1920年代には大きく変質していたのである。

Ⅲ. アメリカの資本輸出と「金利生活者国家」イギリス

それにも関わらず、第一次大戦後のイギリスは大戦前と同規模の新規海外投資を行っていた。しかも、図2が示すように、経常収支は悪化しつつも、イギリスの海外投資収益は1920年代には2億5千万ポンドを超えるほどの増大を示している。かように、大戦後のイギリスはいわば「金利生活者国家」(rentier economy)の様相を呈していたのである¹⁶⁾。では、かかる状況はいかなる理由によって生じたのであろうか。

図2 イギリスの国際収支概観 (1921～30年)



出所：玉野井昌夫／長幸男／西村閑也編『戦間期の通貨と金融』有斐閣、1982年、64-65頁より作成。

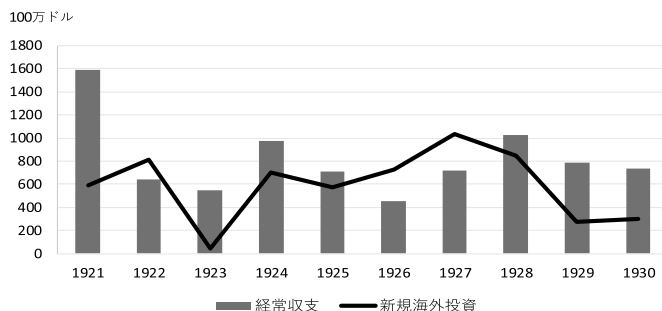
結論を言えば、これは1920年代におけるアメリカの巨額の資本輸出が理由であった。以下、先行研究に依拠しながら、アメリカの資本輸出＝ドル供給が、イギリスの投資収益を維持・拡大していた構図を明確にしていきたい。まずは、アメリカの国際収支と投資先について確認しよう。

図3は、アメリカの国際収支の概観を示したものであるが、1923年以降、経常収支の黒字に見合う巨額の海外投資を行っていたことが見て取れる。大まかな趨勢として、1920年代前半期には年によって大きな増減が確認されるが、1925年以降は着実な増大を示し1927年には10億ドルを超えていることが指摘できよう。

15) V.L. Phelps *The International Economic Position of Argentina*, Philadelphia and London, 1938, p.129.

16) 山本栄治「再建金本位制下のイギリス対外投資と帝国」玉野井昌夫／長幸男／西村閑也『戦間期の通貨と金融』有斐閣、1982年、第4章所収、59頁。

図3 アメリカの国際収支概観 (1921～30年)



出所：U.S. Department of Commerce, *The United States in the World Economy: The International Transactions of the United States during the Interwar Period*, U.S. Government Printing Office, Washington, HMSO, London, Reprinted, 1943, 所収の付表より作成。

次に、投資先についてみていこう。表4はアメリカとイギリスの新規資本発行額を示したものである。これにより、アメリカの主な投資先がヨーロッパとカナダ、及びラテン・アメリカに集中していることが確認できよう。また、イギリス帝国諸国が所在するアジアとオセアニアにおいても、アメリカ資本が一定の進出を果たしたことが見て取れよう。

表4 英米の海外投資の地理的分布 単位：100万ドル

	ヨーロッパ	アジア・オセアニア	アフリカ	カナダ・ニューファンドランド	ラテン・アメリカ	その他	合計
アメリカ	1924年	527	100	-	151	191	969
	1925年	629	147	-	137	163	1,076
	1926年	484	38	-	226	377	1,125
	1927年	577	164	-	237	359	1,337
	1928年	598	137	-	185	331	1,251
	1929年	142	58	-	295	176	671
	1930年	233	62	-	281	199	905
	1931年	78	28	-	127	1	234
イギリス	1924年	159	314	66	20	31	593
	1925年	53	216	72	10	68	424
	1926年	120	226	32	29	129	546
	1927年	105	238	136	34	126	674
	1928年	164	232	80	98	96	698
	1929年	105	139	51	74	78	459
	1930年	53	195	129	17	101	529
	1931年	14	125	36	6	26	209

出所：League of Nations, *Balances of Payments 1930*, Geneva, 1932, p.30より作成

では、これらのドル供給はイギリスの海外投資収益にとって、いかなる意味を持ったのであろうか。ドルの流入先に即しながら、このことを確認していこう。

第1に、ドイツに対するドルの流入である。周知のように、ドーズ計画 (Dawes Plan) の下で総額8億金マルク (約4千万ポンド) にもものぼる公債 (利率7%, 償還期限25年) が発行されたが、そのうち約6割はアメリカのモルガン商会 (J.P. Morgan & Co.) によって引受けられた¹⁷⁾。そし

17) 平岡前掲書105-106頁。

て、ドーズ公債発行の成功によりもたらされた外資は、ドイツの原料・食料輸入を拡大した¹⁸⁾。この結果、一次産品生産諸国は、大戦前と同様に、イギリスに対する利子・配当支払いに回すことが可能な貿易黒字を、ドイツに対する輸出によって確保することが可能になったのである。

第2に、一次産品生産諸国に対するドルの流入である。第一次大戦後において、アメリカはカナダ、及び特にラテン・アメリカ諸国に対する長期資本輸出を積極的に行ったが、この資金は直接的にイギリスに対する利子・配当支払いに使用された。具体的には、1920～29年の間に、ラテン・アメリカ全体のヨーロッパ債権諸国に対する利子・配当支払額は約50億ドルであったのに対し、貿易黒字の額は約30億ドルであったので、残りの約20億ドルがアメリカからの借入で賄われていたと考えられる¹⁹⁾。このように、アメリカによるラテン・アメリカに対するドルの供給がなければ、イギリスが同地域から投資収益を確保することは不可能であった。

第3に、フランスに対するドルの流入である。第一次大戦後のイギリスはフランス短期資本に依存する形で大戦前と同規模の長期資本輸出を行っていた（いわゆる「短期借り・長期貸し」）。このことが可能であったのは、フランスがイギリスに対する短期投資（具体的には外国銀行への預金や外国為替投資、及び短期商業証券の購入）を選好したからである²⁰⁾。このフランス短期資本の形成を可能としたのが、アメリカ人観光客による直接的ドル供給と、ドイツからの賠償を通じての間接的ドル供給であった。

以上のように、イギリスへと還流する投資収益の流れは、グローバルな貿易のネットワーク＝多角的貿易システムを通じてというよりは、アメリカが直接・間接的に一次産品生産諸国に供給するドル資金によって維持されていた。つまり、イギリスはアメリカの海外投資に依存する形で「金利生活者国家」の地位を保っていたのである。したがって、1920年代末葉にアメリカの資本輸出が激減したとき、一次産品生産諸国からイギリスへと向かう資金（利子・配当支払い）の流れは滞ることとなり、イギリス投資利害は危機に瀕するのである。

18) ドーズ公債の発行によって調達された資金は、大半がドイツの賠償支払いと金本位制維持（ライヒスバンクの準備増加）に用いられ、「生産的投資」には回されなかった。したがって、ドイツの輸出は停滞する一方で、対外債務返済額は着実に増大していった。平田喜彦「1927年「中央銀行総裁会議」の背景」玉野井昌夫／長幸男／西村閑也『戦間期の通貨と金融』有斐閣、1982年、第6章所収、100頁。では、「生産的投資」とはいかなる投資だったのだろうか。多角的貿易システムの観点からすれば、ドイツの輸出能力再建に資する資金循環構造の創出が必要であった。具体的には、まず、ドイツがオランダやスイス、チェコ・スロヴァキア、ベルギー、及びスウェーデンなどの工業諸国に対し、多様な高付加価値商品を輸出していたことに配慮すべきであった。また、ドイツの輸出は、大陸ヨーロッパの鉄道・道路網、及び個人・商社間の歴史的に培われてきた国際的な人的関係によって後押しされていたことも認識する必要があった。その意味では、ドイツの輸出先の経済復興や、大陸ヨーロッパのインフラ整備に直結する投資が必要であったと思われる。League of Nations, *Europe's Trade, A Study of the Trade of European Countries with Each Other and with the Rest of the World*, Geneva, 1941. もっとも、フランスをはじめとする戦勝国の敵意が渦巻く中で、債権回収を第一義とするモルガン商會が、かかる長期的視点に立つ投資を実行することは不可能であったろう。

19) C. Marichal, *A Century of Debt Crisis in Latin America: From Independence to the Great Depression, 1820-1930*, Princeton, 1989, p.187.

20) 大島清編『世界経済論』勁草書房、1965年、36頁。

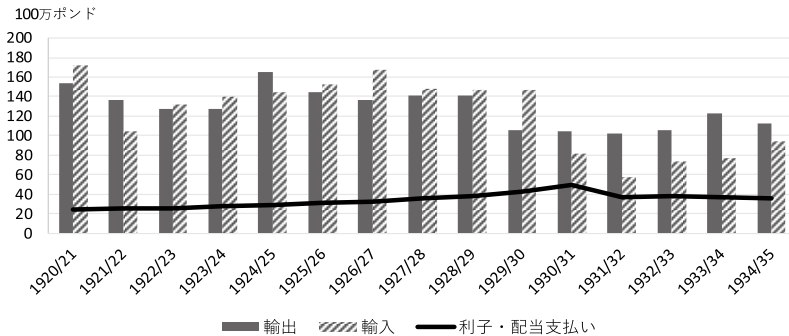
IV. 国際資本移動の急減と一次産品生産諸国の債務危機

周知のように、1920年代末葉の国際資本移動の縮小は、フランスによる短期資本の引揚げから始まった。1926年12月のポアンカレ (R. Poincaré) 主導の下で実現したフランの事実上の安定と、それに続く1928年6月の法的安定は、フランス短期資本の本国還流という事態を引き起こした²¹⁾。また、同年の国内株式・債券市場のブームの発生に伴いアメリカの海外投資も激減した。これらの結果生じた国際資本移動の急減は、海外投資国家イギリスに對外経済関係の劇的な再編を迫ることになる。以下、この経緯をみていこう。

フランスの短資引き揚げ、そして何よりもアメリカ資本輸出の急減は、イギリスに海外投資収益をもたらしていた一次産品生産諸国に対し深刻な影響を及ぼした。すなわち、ドル供給の急減によって、イギリスの投資先であったオーストラリアやアルゼンチンなどの一次産品生産諸国は對外借入が困難になった。加えて、ドルの流入によって底上げされていたヨーロッパ工業諸国に対する輸出も減少した。さらに、オーストラリアやアルゼンチンは、フランス短資の引き揚げによって対英借款に頼ることも困難になった。

図4と図5は、オーストラリアとアルゼンチンの輸出入貿易、及び利対外利子・配当支払いを示したものである。両国ともに、1928/29年度から1929/30年度にかけて輸出額が急減していること、それに伴い貿易収支も大幅な赤字に陥ったことも確認できよう。一方で、對外利子・配当支払額は、オーストラリアは5千万ポンドに、アルゼンチンは2億金ペソに達していることがわかる。ちなみに、両国の1930/31年度の輸出額に占める對外利子・配当支払いの割合をみるとオーストラリアは50%、アルゼンチンは30%であった。

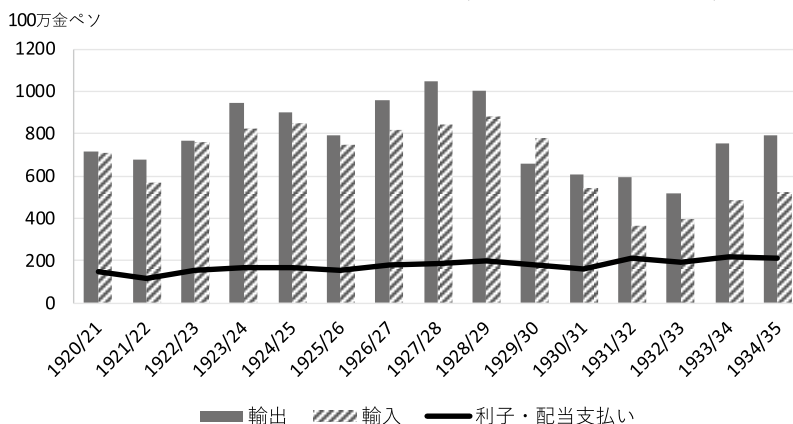
図4 オーストラリアの国際収支概観 (1920/21 ~ 1934/45年度)



出所：B.Dyster and D.Meredith, *Australia in the International Economy in the Twentieth Century*, Cambridge, p.92, 125より作成。

21) League of Nations, *Balances of Payments 1933*, Geneva, 1934, p.25. なお、フランの安定化については、平岡前掲書175-176頁も参照されたい。

図5 アルゼンチンの国際収支概観（1920/21～34/35年度）



出所：V.L. Phelps, *The International Economic Position of Argentina*, Philadelphia and London, 1938, p.44, 49, 55, 62より作成。

では、一次産品生産諸国はかかる事態にいかに対応したのであろうか。ひとつは、デフォルト（債務返済の遅延・不履行）、あるいは「強制的借入」（foreign borrowing of the forced variety）であった²²⁾。これは、ブラジルをはじめとする多くのラテン・アメリカ諸国によって実施された²³⁾。しかし、このような手段をとらなかった諸国は、対外利子・配当支払いを維持するために、国際収支項目の中で最大の比重を占めると同時に、一国の裁量の下で実施可能な輸入の削減、あるいは輸出の促進、そして多くの場合は両者の実現を図った。

まず、一次産品生産諸国は平価切下げ＝金本位制からの離脱を実行していった²⁴⁾。具体的には、1929年10月にはウルグアイ、同年11月にはアルゼンチン、1930年1月にはブラジル、同年2月にはボリビア、そして、同年8月にはオーストラリアが金本位制を離脱した。これら諸国の主な輸出先であったイギリスは1931年9月、アメリカは1934年1月、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、オーストリアなど、その他ヨーロッパ諸国は概ね1931年後半以降に金本位制から離脱したので、短期間ではあったが一次産品生産諸国の輸出は促進されることになった²⁵⁾。

次に、輸入削減を目的として新たな関税が導入された。たとえば、オーストラリアでは1930年4月に「スカリン関税」（Scullin Tariff）と称される関税が導入された²⁶⁾。その後も、7月には

22) 「強制的借入」とは、債務国が外貨不足によって、対外利子・配当支払いを行わなかったことを意味している。Phelps, *op. cit.*, p.58.

23) 1931年中にラテン・アメリカのほとんどの国がデフォルトに陥った。Marichal, *op. cit.*, pp.212-213.

24) 各国の金本位制の離脱時期と平価切下げ率については、League of Nations, *Commercial Banks, 1929-1934*, Geneva, 1935, p.LXIII.

25) しかし、平価切下げは他国との切下げ競争を誘発するので、その貿易収支改善効果には限界がある。石見徹『世界経済史－覇権国と経済体制－』東洋経済新報社、2006年（第7刷）、108頁。

26) 井上巽「1932年のイギリス輸入関税法とオタワ特惠協定の成立」『歴史と経済』第209号、2010年10月、17頁。

全輸入品に2.5%の割増税 (primage duty) が課され、11月には税率は4%に引き上げられた²⁷⁾。これらの関税によって、オーストラリアの輸入額は劇的に縮小した²⁸⁾。アルゼンチンにおいても、1930年9月の軍事クーデターの結果成立した暫定政権の下で、ほぼ全ての輸入品に対する関税率の引上げが実施されたが、これは国際収支調整を目指した輸入制限策であった²⁹⁾。

しかし、これと並行しつつ、一次産品生産諸国は高利の短期借款にも頼った。たとえば、オーストラリアは、1930年8月と11月に財務省証券 (Treasury Bills) の発行を通して合計で1千万ポンドの短期資金を調達した³⁰⁾。アルゼンチンも、1930年4月には5千万ペソをニューヨークで、6月にはベアリング商会 (Baring Brothers & Co.) を介してロンドンで8千5百万ペソの短期資金を調達した³¹⁾。なお、同じ時期 (1930年5月)、インドでも総額5千万ポンドの短期借款計画が浮上したが、インド省と英国大蔵省の反対により実現されなかった³²⁾。

一方、これらの短期借款は緊縮政策の実施を条件として認められた。オーストラリアでは、イングランド銀行の高官であるニーマイヤー (Sir Otto Niemeyer) の勧告を受け³³⁾、政府支出の20%削減、及び連邦・各州の大幅増税を骨子とする「首相計画」(Premiers' Plan) が実施された。特に、歳出に関しては「公平な負担」の原則の下、老齢・障害・戦争・退職年金、さらには出産手当までもが削減の対象とされた³⁴⁾。アルゼンチンでも、同国の歴史上はじめて所得税が導入される一方で、公務員数の大幅な削減がなされ、支出入両面で財政均衡化のための努力がなされた³⁵⁾。

しかし、かかる緊縮政策の厳格な実施は政情不安と社会的緊張を生み出した。もっとも、その

27) C.B. Schedvin, *Australia and the Great Depression: A Study of Economic Development and Policy in the 1920s and 1930s*, Sydney, 1973, p.143.

28) イギリスは債務国による国際収支調整を目的とする輸入削減を容認していたと思われる。オタワ会議にも参加したオーストラリア商工会議所連合の会長ノックス (Sir Robert Knox) の以下の発言を参照されたい。「苦境の間、我国はイギリスからの購入を減らすあらゆる努力を惜しかなかった。関税を引き上げ、イギリス製品の輸入を禁止し割増税を導入した。イギリスはかかる処置を甘んじて受入れた。なぜなら、我国が対外債務の返済を履行するには輸入を減少させるしかないことを理解していたからである。イギリスが自国の偉大なる産業、すなわち農業における失業者に職を提供するために、我国と同じような振る舞いをしたとしても、これに対して我々は論理的に反対することはできなかったであろう。イギリスが対抗措置を講じなかったことに対し感謝すべきである。」Extract from Address delivered by the President, Sir Robert Knox, before the 31st Conference of the Associated Chambers of Commerce of the Commonwealth of Australia at the Town Hall, Melbourne, on Monday, 21st January, 1935, in T160/808/3, The National Archive.

29) L.Bethell ed., *Argentina since Independence*, Cambridge, Reprinted, 1998, pp.188-189.

30) Schedvin, *op. cit.*, p.380.

31) Phelps, *op. cit.*, p.58.

32) 井上前掲書163-164頁。

33) ニーマイヤーは首相会議 (Premiers' Conference, 連邦政府と各州政府の代表による公開討論の場) で演説の機会を与えられたが、そこにおけるニーマイヤーの批判は、放漫財政、分不相応な生活水準や賃金の高さ、生産力の低さ、さらにはオーストラリア人の「生来の楽天的な気質」(natural optimism of the Australian) にまで及んだ。ニーマイヤーの演説は、D.G. Shann and D.B. Copland, *The Crisis in Australian Finance 1929-1931*, Sydney, 1931, pp.18-29に収録されている。

34) 「首相計画」については、Commonwealth Bureau of Census and Statistics (Canberra), *Official Year Book of the Commonwealth of Australia, No.26, 1933*, Canberra, 1934, pp.892-897.

35) Bethell, *op. cit.*, p.188.

発現のタイミングや様相、あるいは深刻さの程度は各国で差異があった。たとえば、インドでは1930年1月に国民会議派による反政府運動が生じ、ガンディーの非暴力・不服従運動にみられるように深刻な社会的混乱が生じた³⁶⁾。また、オーストラリアにおいても、緊縮政策実施の結果、1931年から1932年にかけて失業率が20%を超えると、赤狩りや暴動が頻発するようになった³⁷⁾。アルゼンチンにおいては、軍事政権による圧力が加えられる一方で、拡張主義的政策もある程度実行されたため暴動は生じなかった³⁸⁾。しかし、1930年代を通して民衆の不満を背景とする軍事クーデターの火種はくすぶり続けた。

以上のように、オーストラリアやアルゼンチンは国内均衡を犠牲にしつつ、対外利子・配当支払いを忠実に履行した。その結果、これらの諸国はもはや輸出を拡大するしかない状況に陥った。しかも、アメリカが1930年6月にホーリー・スムート関税 (Hawley-Smoot Tariff) の導入によって自国市場を閉ざしたことにより、オーストラリアやアルゼンチン、及びその他多くの一次産品生産諸国は、イギリスに対する輸出を追求せざるを得ない状況に追い込まれたのである。

V. イギリス二国間通商政策の展開と投資利害の保全

オタワ会議が開催されたのは、まさに上記のような状況においてであった。したがって、同会議は疲弊した自治領・植民地諸国による対英輸出拡大の要求の場となった³⁹⁾。イギリスとしても投資利害保全の観点から、すでに緊縮政策の厳格な実施によって疲弊していた一次産品生産諸国に対し、対外債務返済の原資である貿易黒字を稼得させる必要があった。そこで、イギリスは二国間通商協定の締結によって、投資利害が所在する国に対して優先的に市場を開放していったのである。このことを、具体的な数値で確認していこう。

表5は、イギリスの海外投資残高（全体の85%分）の地理的分布を示したものである。この表によると、イギリスの海外投資残高31億8千5百万ポンドのうち、19億8千7百万ポンド（約

36) 木村前掲論文230頁。

37) この時期、小麦生産者や食肉生産者によるデモが多発したが、特に1931年1月の食肉生産者による「牛肉暴動」(Beef Riot)は参加者が1千人を超える大規模なものであった。この時期のオーストラリアの不穏な状況については、S. Macintyre, *Oxford History of Australia, The Succeeding Age 1901-1942*, vol.4, Melbourne, 1993, Chap. 11.

38) この時期のアルゼンチンの経済政策は、財務大臣ピネド (F. Pinedo) と中央銀行総支配人 (General Manager) プレビッシュ (R. Prebisch) によって主導された。佐藤純「1930年代アルゼンチンにおける金融制度改革－周辺国における中央銀行の創設とイングランド銀行の役割」『社会経済史学』2008年、第73巻第5号。

39) オーストラリア代表団代表のブルース (S.M. Bruce) は、以下のような発言をしている。「前政権は対外債務返済のため速やかに貿易収支を黒字化させた。すなわち、重要性の低い製品の輸入禁止、特別輸入関税の導入、関税レベルの大幅な引き上げが行われた。状況は改善したが、未だにオーストラリアは巨額の貿易黒字を維持する必要がある。・・・(中略)「首相計画」として知られる政策が実施中である。我々は利子率と賃金を下げ、生産コストを大幅に削減してきたのである。」このように、ブルースはオーストラリア側の債務返済努力を強調した上で、「食肉生産者の利益になる条項を含まないような協定は、オーストラリアの世論の承認を得ることはできないであろう」と述べ、イギリスに対し食肉輸入の拡大を強く求めていった。Cmd. 4175, pp.100-111.

表5 イギリス海外投資残高の分布(1930年) 単位：100万ポンド

帝国内	帝国外
オーストラリア・・・・ 494	ヨーロッパ・・・・ 245
インドとセイロン・・・・ 458	アルゼンチン・・・・ 360
カナダ・・・・ 446	ブラジル・・・・ 151
南アフリカ・・・・ 224	チリ・・・・ 49
ニュージーランド・・・・ 123	上記以外の南アメリカ・・・・ 83
マラヤ・・・・ 108	メキシコと中央アメリカ・・・・ 50
英領西アフリカ・・・・ 46	アメリカ・・・・ 81
西インド諸島・・・・ 40	日本・・・・ 63
その他・・・・ 48	中国・・・・ 40
帝国合計・・・・ 1,987	その他アジア諸国・・・・ 47
	英領以外のアフリカ・・・・ 29
	外国合計・・・・ 1,198

出所：League of Nations, *Balances of Payments 1931 and 1932*, Geneva, 1933, p.175より作成。

62%)は帝国内に所在していたことが確認されよう。ちなみに、そのうち、オーストラリアには4億9千4百万ポンド、インドとセイロンには4億5千8百万ポンドの投資残高が所在していた。帝国外の国・地域に目を転ずると、ヨーロッパ(トルコを含む)におけるイギリスの投資残高は、わずかに2億4千5百万ポンドであったことがわかる。一方で、アルゼンチンには一國でヨーロッパ全体をはるかに凌ぐ3億6千万ポンドの投資残高が所在していた。

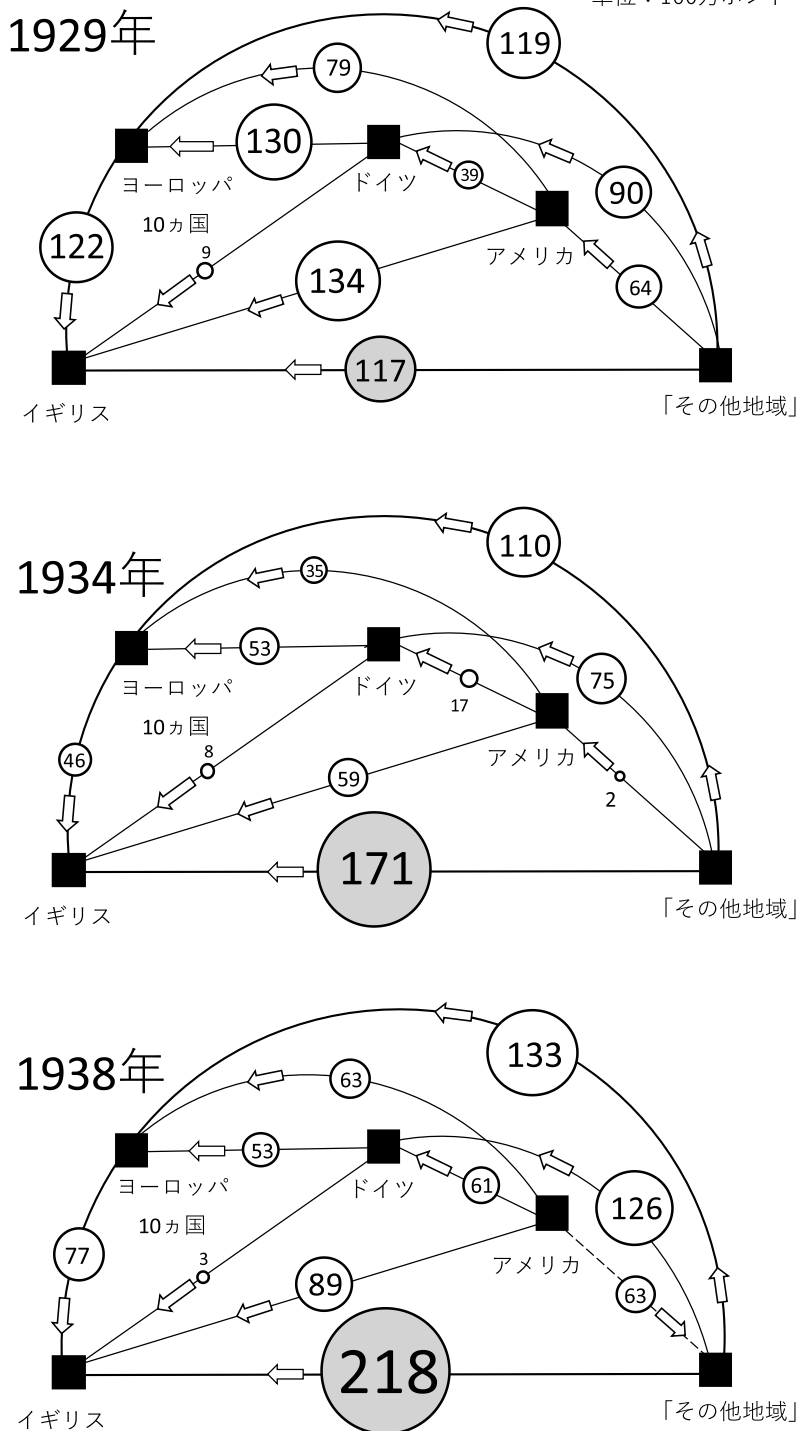
かかる投資残高の分布に規定される形で、イギリスの対外貿易関係は劇的に再編された。図6においては、矢印の起点となっている国・地域が、それが指している国・地域に対して輸出超過の関係にあることを示している。これによると、イギリスは帝国諸国やアルゼンチンなど、投資利害が存在する「その他地域」からの輸入超過額を大幅に増大させていることがわかる。具体的には、1929年の1億1千7百万ドルが、1934年には1億7千1百万ドルへ、そして1938年には2億1千8百万ドルへと著増していることが確認できよう(グレーで塗りつぶされた円に注目されたい)。

一方で、イギリスは大きな投資利害が所在しない国・地域に対する輸入超過額を大幅に減少させた。具体的には、1929年にはヨーロッパ10カ国(オーストリア、ベルギー、チェコ・スロヴァキア、デンマーク、フィンランド、フランス、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス)に対する輸入超過額は1億2千2百万ドルであったが、1934年には4千6百万ドルへと激減し、1938年には若干の回復をみて7千7百万ドルになっていることが確認できる。また、アメリカに対する輸入超過額も1929年の1億3千4百万ドルから、1934年には5千9百万ドルに激減し、1938年には若干回復し8千9百万ドルになっていることが確認できる。

以上のように、イギリスは二国間通商協定網の構築によって、重要な投資利害が所在する国からの輸入を拡大し、そうでない国からの輸入を縮小させた。これにより、緊縮政策を甘受しつつ対外債務返済を履行していた一次産品生産諸国の苦境はある程度緩和されることになった。そして、その結果、既存債務の低利借換はなされたものの、1930年代を通して債務国からの利子・配

図6 1930年代におけるイギリス対外貿易関係の再編

単位：100万ポンド



出所：League of Nations, *Review of World Trade 1938*, Geneva, 1939, p.38, より作成。

当支払いが滞ることはなかった⁴⁰⁾。このことは、巨額の投資利害が所在したオーストラリアとアルゼンチンの事例からも明らかである（図4／図5を参照されたい）。

VI. おわりに

本稿では、多角的貿易システムとの関連で、イギリス二国間通商政策の背景について検討してきた。要点は以下のように纏めることができよう。イギリスを基軸とする多角的貿易システムは投資収益の迂回的回収経路として1870年頃に形成された。しかし、20世紀初頭におけるアメリカの急速な経済的台頭によって、多角的貿易システムは上記の機能を喪失していった。確かに、第一次大戦後アメリカによる巨額の資本輸出は世界貿易の規模を拡大させたが、上記の機能自体を復活させたわけではなかった。それゆえ、1928年末葉にアメリカの資本輸出が激減すると、一次産品生産諸国は即座に債務危機に陥り、イギリスは迂回的回収システムに代わる双務的回収システム＝二国間通商協定網の構築を余儀なくされたのである。

1930年代初頭に展開されたイギリスの二国間通商政策については、大不況下で生じた失業者の救済、あるいは国内産業の保護を目的とした輸出促進策として解釈されてきた。かかる解釈は未だ通説として流布している。しかし、近年の研究は、イギリスが投資利害を保全するために、輸出よりも輸入の拡大を図ったことを明確に示している。また、本稿では、ヒルガートの多角的貿易システム論を補足・修正する中で、投資利害の規定性をより長期的、かつグローバルな視点に立って裏付けることができた。もちろん、イギリス国内の製造業、及び農業利害が一定の規定性を持ったことを否定することはできない。しかし、1930年代のイギリス通商政策、さらには世界経済のブロック化において、投資・金融利害が果たした役割を軽視することもできないであろう。

40) たとえば、1932年10月から1935年7月におけるオーストラリアの借換債の発行総額は1億6千万ポンドを超え、平均して5～6%であった既発債の利率は3%程度へと低下した。Schedvin, *op. cit.*, p.358.

一次資料・参考文献

・一次資料

Department of Overseas Trade, *Report of the British Economic Mission to Argentina, Brazil and Uruguay*, HMSO, London, 1930

Extract from Address delivered by the President, Sir Robert Knox, before the 31st Conference of the Associated Chambers of Commerce of the Commonwealth of Australia at the Town Hall, Melbourne, on Monday, 21st January, 1935, in T160/808/3, The National Archive

Imperial Economic Conference at Ottawa 1932, Appendices to the Summary of Proceedings Cmd. 4175, HMSO, London, 1932

・参考文献

井上巽『金融と帝国』名古屋大学出版会, 1995年

石見徹『世界経済史－覇権国と経済体制－』東洋経済新報社, 2006年

大島清編『世界経済論』勁草書房, 1965年

佐藤康仁／熊沢由美編著『新版 格差社会論』同文館出版, 2019年

佐美光彦・杉浦克己編『マルクス経済学叢書4 国際金融 基軸と周辺』社会評論社, 1986年

玉野井昌夫／長幸男／西村閑也『戦間期の通貨と金融』有斐閣, 1982年

平岡賢司『再建金本位制と国際金融体制』日本経済評論社, 2016年

平田喜彦／佐美光彦編『世界大恐慌の分析』有斐閣, 1988年

宮崎犀一／奥村茂次／森田桐郎編『近代国際経済要覧』東京大学出版会, 1981年

楊井克己編『経済学体系6 世界経済論』東京大学出版会, 1961年

井上巽「1932年のイギリス輸入関税法とオタワ特惠協定の成立」『歴史と経済』第209号, 2010年10月

佐藤純「1930年代アルゼンチンにおける金融制度改革－周辺国における中央銀行の創設とイングランド銀行の役割－」『社会経済史学』2008年, 第73巻第5号

佐藤純「1930年代イギリスの対アルゼンチン通商政策の展開－為替管理問題の検討を中心として－」『西洋史研究』新輯第27号, 1998年

佐藤純「1930年代イギリス通商政策の展開と多角的貿易・決済システムの解体－対デンマーク政策の検討を中心として－」『社会経済史学会 第83回全国大会報告要旨』社会経済史学会第83回全国大会実行委員会, 2014年

B. Dyster and D. Meredith, *Australia in the International Economy in the Twentieth Century*, Cambridge

C.B. Schedvin, *Australia and the Great Depression: A Study of Economic Development and Policy in the 1920s and 1930s*, Sydney, 1973

C. Marichal, *A Century of Debt Crises in Latin America: From Independence to the Great Depression, 1820-1930*, Princeton, 1989

- Commonwealth Bureau of Census and Statistics(Canberra), *Official Year Book of the Commonwealth of Australia, No.26, 1933*, Canberra, 1934
- D.G. Shann and D.B.Copland, *The Crisis in Australian Finance 1929-1931*, Sydney,1931
- I. M. Drummond, *Imperial Economic Policy, 1917-1939, Studies in Expansion and Protection*, London, 1974
- League of Nations, *Balances of Payments 1930*, Geneva, 1932
- League of Nations, *Balances of Payments 1931 and 1932*, Geneva, 1933
- League of Nations, *Balances of Payments 1933*, Geneva, 1934
- League of Nations, *Commercial Banks, 1929-1934*, Geneva, 1935
- League of Nations, *Europe's Trade, A Study of the Trade of European Countries with Each Other and with the Rest of the World*, Geneva. 1941
- League of Nations, *Industrialization and Foreign Trade*, Geneva, 1945 [山口和男／吾郷健二／本山美彦訳
『工業化の世界史-1870-1940年までの世界経済の動態-』ミネルヴァ書房1979年]
- League of Nations, *The Network of World Trade*, Geneva, 1942
- League of Nations, *Review of World Trade 1938*, Geneva, 1939
- L. Bethell ed., *Argentina since Independence*, Cambridge, Reprinted, 1998
- P.J. Cain and A.G. Hopkins, *British Imperialism: Crisis and Deconstruction, 1914-1990*, London, 1993 [木
畑洋一／旦裕介訳『ジェントルマン資本主義の帝国-危機と解体-1915-1990』名古屋大学出版会,
1997年]
- S.B. Saul, *Studies in British Overseas Trade 1870-1914*, Westport, Reprinted, 1990 [久保田英夫訳『イギ
リス海外貿易の研究』文眞堂, 第2刷, 1981年]
- S. Macintyre, *Oxford History of Australia; The Succeeding Age 1901-1942*, vol.4, Melbourne, 1993
- U.S. Department of Commerce, *The United States in the World Economy: The Inter-national Transactions
of the United States during the Interwar Period*, U.S. Government Printing Office, Washington, HMSO,
London, Reprinted, 1943
- V.L. Phelps, *The International Economic Position of Argentina*, Philadelphia and London, 1938
- F. Hilgerdt, "The Case for Multilateral Trade", *The American Economic Review, Supplement*, No.33,
March, 1942

執筆者紹介

宮地 克典 (本学講師)

佐藤 純 (本学教授)

第191号所載

遠藤和朗教授 半田正樹教授 退任記念号

献辞	前田修也	(1)
献辞	前田修也	(2)
遠藤和朗教授略歴		(3)
半田正樹教授略歴		(6)

〔論 文〕

企業内養成熟練と勤続昇給	安田均	(13)
不換銀行券と商品価値の表現様式(3)		
—現代の不換銀行券制度と資本主義の歴史展開—	泉正樹	(33)
財政と必要主義	井手英策	(57)
アダム・スミスの正義論と統治論	遠藤和朗	(71)
経済思想のなかのリカードウ	小沼宗一	(93)
共同体的編成原理と社会の規模	菊地登志子	(107)
1994年以前の保育需要調査		
—保育所持機児童に関する一考察—	熊沢由美	(125)
半田正樹氏の学説, その軌跡		
—現代資本主義の所在をめぐって—	佐藤滋	(141)
消費税率引き上げ延期に伴う財政負担に関する世代会計分析	佐藤康仁	(155)
アダム・スミス・コレクションの性質と書誌に関する一考察	高橋秀悦	(173)
東北とは何か		
—挫折, イメージ, そして現在—	田中史郎	(221)
アメリカの州における就学前教育の拡充と財源調達		
—ジョージア州の普遍的プレ幼稚園を事例として—	谷達彦	(239)
地域の経済循環を支える公共プラットフォーム構築と自治体		
—岩手県紫波町の事例を手掛かりに—	沼尾波子	(261)
アメリカ経済における産業構造の転換とその影響		
—雇用・地理・2016年大統領選挙結果を題材に—	吉弘憲介	(277)

第192号所載

〔論 文〕

ビジネス・サーベイ・インデックスと企業の景況感の推定	大塚芳宏	(1)
----------------------------	------	-----

2019（令和元）年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会 長 大 西 晴 樹

評 議 員 長 平 吹 喜 彦
編 集 委 員 長

評 議 員

文 学 部〔英〕中 西 弘（編集）

〔総〕鐸 木 道 剛（編集）

〔歴〕永 田 英 明（編集）

〔教〕渡 辺 通 子（編集）

経 済 学 部〔経〕宮 本 拓 郎（編集）

〔経〕白 井 大 地（編集）

〔共〕宮 地 克 典（編集）

経 営 学 部 村 山 貴 俊（会計）

山 口 朋 泰（会計）

法 学 部 佐々木 く み（庶務）

内 藤 裕 貴（庶務）

教 養 学 部〔人〕坂 本 讓（編集）

〔言〕下 館 和 巳（編集）

〔情〕佐 藤 篤（編集）

〔地〕平 吹 喜 彦（評議員長・編集委員長）

東北学院大学経済学論集 第193号

2020年3月3日 印 刷
2020年3月18日 発 行

（非売品）

編 集 兼 平 吹 喜 彦
発 行 人

印 刷 者 針 生 英 一

印 刷 所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社

発 行 所 東北学院大学学術研究会

〒980-8511

仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内